

平成30年第1回永平寺町議会定例会議事日程

(10日目)

平成30年3月14日(水)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第 1号 平成29年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 3 議案第 2号 平成29年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第 4 議案第 3号 平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 5 議案第 4号 平成29年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第 5号 平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 7 議案第13号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第27号 松岡公民館耐震改修工事請負変更契約の締結について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(17名)

- 1番 上坂久則君
- 2番 滝波登喜男君
- 3番 長谷川治人君
- 4番 朝井征一郎君
- 6番 江守勲君
- 7番 小畑傳君
- 8番 上田誠君

9番 金元直栄君  
 10番 樂間 薫君  
 11番 川崎直文君  
 12番 伊藤博夫君  
 13番 奥野正司君  
 14番 中村勘太郎君  
 15番 川治孝行君  
 16番 長岡千恵子君  
 17番 多田憲治君  
 18番 齋藤則男君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	平野信二君
教育	長	宮崎義幸君
消防	長	朝日光彦君
総務課	長	小林良一君
財政課	長	山口真君
総合政策課	長	平林竜一君
会計課	長	酒井宏明君
税務課	長	歸山英孝君
住民生活課	長	佐々木利夫君
福祉保健課	長	木村勇樹君
子育て支援課	長	吉川貞夫君
農林課	長	野崎俊也君
商工観光課	長	清水和仁君
建設課	長	多田和憲君
上下水道課	長	原武史君
永平寺支所	長	坂下和夫君
上志比支所	長	酒井健司君

学 校 教 育 課 長	清 水 昭 博 君
生 涯 学 習 課 長	山 田 孝 明 君
国 体 推 進 課 長	家 根 孝 二 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	川 上 昇 司 君
書 記	源 野 陽 一 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（齋藤則男君） 各議員におかれましては、お忙しいところご参集いただき、ここに10日目の議事が開会できますことを心から厚く御礼を申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（齋藤則男君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条による通告を受けております。

11番、川崎君の質問を許します。

11番、川崎君。

○11番（川崎直文君） 11番、川崎直文です。ちょうど年度の切りかわりという時期で、来年度、平成30年度しっかり取り組んでいかないかということ、確認をしていく時期ではないかなと思います。

こういった意味で、今回、私の一般質問のテーマ、2つ設定しております。

1つは、まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策の推進はということで、これまでの取り組みを棚卸しして、次年度、平成30年度をどのように取り組んでいくのかということを確認したいと思います。

2つ目は、パブリックコメント制度の充実はということで、これも昨年制定しました総合振興計画の中に住民参画の推進ということで一つのテーマとして「パブリックコメント制度の充実」ということで取り上げております。これも今後どのように展開していくのかということをもひとつ確認したいと思います。

それでは、最初の質問事項を始めたいと思います。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策の推進はということで、これは今ほど申し上げましたように、平成30年度の当初予算編成方針の中にも、永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた施策を推進しますということで重点施

策の中に予算編成方針の中でしっかりと出ております。

まず、この総合戦略を捉える前に、同じ時期に制定されました永平寺町人口ビジョン、このビジョンがあつて、総合戦略が策定されたということです。この永平寺町人口ビジョンで推定した人口推移ですね。永平寺町の人口、これからどうなるのかということ、これは平成27年の10月にこのビジョンが設定されております。そのビジョンの中で推定した人口推移減少、このように減少していくんだということが推定されております。それと比較して、現在の状況はどうなっているのか、どう捉えているのかというところをまず捉えたいと思います。

今紹介しました平成7年の永平寺町人口ビジョンによりますと、2040年の永平寺町の総人口は2010年から3,325人減少しますと。2010年から30年間の間に3,325人の減少という推定をしております。このときの推定と現状どうなっているのかというところお聞きしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） それでは、人口ビジョンの推移と現在の状況ということでございますけれども。

人口ビジョンにつきましては、今議員おっしゃったように、推計の中でも将来の人口推計として3つの独自推計により社人研とかとの比較を行っておるところでございます。

その社人研による人口推移を含めまして、町独自の推計もありますが、その中で町としては独自推計の3つのパターンがある中、独自推計の3というものを目指すということとしております。

そういった中で、2040年の手前になりますけれども、2025年（平成37年）時点でその3つの独自推計の中では1万9,100人から1万9,600人程度の人口というような推計を行っております。

これを現在の平成30年3月1日現在の住民基本台帳による人口で見ますと1万8,746人ということで、人口ビジョンでは2025年（平成30年）に1万9,100人程度といった数字でしたが、現在の住民基本台帳によりますと、ことしの3月1日現在で1万8,746人ということで、実際の推計よりもその減少幅が、減少傾向が大きいというような現状になっております。

また、2020年の独自推計3では1万9,917人、社人研では1万9,846人という数字になっておりまして、先ほど住民基本台帳をご紹介しましたけ

れども、その数字、平成27年の3月から平成30年の3月1日現在の人口の減少幅、3カ年で平均しますと約1%の減少幅になっておりますが、この状態が続くと仮定した場合に、2025年、2040年の手前であっても2025年時点でも1万8,000人を下回るというようなことが推計されるというような現状となっております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） 今、総合政策課長から、人口の絶対値の話、1万9,000、いや、1万9,000を割ってるという話があったわけですがけれども、一番わかりやすい話が、これまでちょうど平成27年のときは永平寺町の人口は大体年間100人台というんですか、200人を超えることはなかったんですね。1年間の減少人数ですがけれども、それが2016年、今18年ですから2年前から、その1年前と比較して、その月々、やはり200人減っていますよと。1年間の人口減少が200人という人数、200人台になってきております。200人までいかなかったのが200人を1年間減少してますよと。

これは毎月発行されています広報永平寺の26ページですか、このところに毎月その年度の人口が書かれております。一番最終のところは1年前と比べると、1年前の同月と比較すると216人減りましたとか、そういう数字が出ているわけですが。ここの数字が、何回も言いますが、年間の減少が200人台に入ったと。これはどんどん人口減少が加速されているんじゃないかなという認識ですけれども、もう一度確認します。これでよろしいですね。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 確かに、今現在で人口台帳から見ますと人口ビジョンで推計したよりもさらに減少傾向は大きいというふうに捉えております。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） この減少を想定したまち・ひと・しごと創生総合戦略、人口ビジョン、これ、全国各自治体でも同じ時期に取り組んでいるんですが、現状を見ると、やはりそのときに想定した減少傾向がさらに加速されているというのは、何も永平寺町だけではなくして、全国の自治体でも言われています。

この1月に新聞にも出てましたように、「地方創生、看板倒れ」というちょっとどぎついタイトルですがけれども、中身を見ていきますと、例えば宮崎県のえびの市というところがあるんですがけれども、その市ですがけれども、この1月の人口

は1万8,700人という人口規模です。その市の担当者のコメントが出ております。地元を離れる若者が多いと。新規に農業へつく新規就農者への補助、独自支援を始めた結果、3年間でえびの市の場合、120人が移住されたと。えびの市のほうへ入ってきた。120人が移住されたんですけれども、やはり出ていく人が多いと。この人口減少を食いとどめるのは容易ではないという、いろんな施策を打って、その若者定住、そして若者が移住していただくということで取り組んでいるんですけれども、やはり出ていく人が多いということ。改めてコメントを出しております。

さらに、もう一つの記事を紹介したいと思います。

この移住ということを促進、できるだけ永平寺町へ来てもらうということで取り組んできているわけですが、そこにいろんな課題が浮かぶと。それから、どういった視点で取り組んでいくのかということも、これは総務省でこういった地方創生に取り組んでいるいろんな会合があります。その中で出ているのが、自治体の支援策はどこも横並びでニーズと合っていないと。どこの自治体を見ても、いや、若者移住、若者定住とかいうことで捉えていると。やはりこれには限界があるんじゃないかということで、まずはその移住、移り住むベースとなる魅力ある地域づくりは必要だといったようなその視点ですか、その力点どこに置くのかといったようなことも、この総務省のいろんな会合で有識者からコメントが出てくるということです。

このことは、やはり永平寺町のこれからの取り組みの方向づけの一つにもなるんじゃないかなと思います。まずは移住のベースとなる魅力ある地域づくりが必要ということです。

このことについては、また後ほどいろいろと確認したいと思いますけれども、当町もいろいろこういう地域づくりという観点から、既にいろんな取り組みがされているんじゃないかなと思います。また後ほど確認させていただきます。

人口減少が加速度的にふえているということを確認しました。それでは、平成27年に制定して総合戦略、いろんな施策、そのときは36の施策が具体的にこの戦略の中でうたわれて、その後取り組みされてきております。2年半が過ぎようとしております。平成29年度ももうわずかです。この29年度の見込みも含めまして、この総合戦略、施策の進捗状況はどうであったかということを確認したいと思います。

ちなみに、この総合戦略の進捗状況につきましては、永平寺町まち・ひと・し

ごと創生総合戦略検証委員会というのが開催されております。その検証委員会での検証結果も踏まえて紹介していただきたいと思っております。

今までの総合戦略36の施策の進捗状況、こういったところがおくれているよと、その是正策はどうかということが次年度、平成30年度の方向づけ、展開につながっていくものと思っておりますので、ひとつお願いします。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 昨年の11月17日に検証委員会を開催させていただきました。そこで28年度の実績値によりまして進捗状況を報告させていただいております。それぞれ4つの基本目標に基づいて、こちらでは今、40の施策に取り組んでいる状況でございます。

その中で、既に目標を達成している施策として14項目、目標達成途上というものがある26項目というような形で報告をさせていただいております。そのときの検証委員会でのご意見としましていろいろ意見いただいた中で、もう既に目標を達成しているものについて、その項目的にこちらから削除をするべきものとか、その当時、策定のときにはこういう施策をするというのが社会情勢の変化によってやっぱりニーズに合っていないということで、その内容を変更したいというお話をさせていただいたときに、じゃ、それにかわるような代替案はないのかというようなご意見もいただいております。

最終的には、検証委員会でご報告させていただいて、検証委員会でいただいた意見等を再度取りまとめまして、次の検証委員会で目標の変更ですとか、そういったものを検証委員会にお諮りして、検証委員会の承認といいますか、検証委員会のほうで諮っていきたいというふうに考えております。

あと、年度別のやつはまだいいんですかね。もう行けばいいですか。

その中で、それぞれKPIという形で目標を設定しておりまして、それぞれ年度別にその目標の到達する年度を設定しております。その中で、目標達成の14項目のうち、目標年を27年度というふうに設定したものが3つ、3項目あります。28年度は4項目、29、30年度はゼロで、31年度は7項目、計、先ほどの達成した14項目になります。

27年度目標年ということで達成した中には、永平寺町PR動画の作成という基本施策に係る年間アクセス数というものを1万2,000ということで目標設定しておりまして、実績値1万9,042ということで目標達成していると。

また、福井労働局との雇用対策協定の締結ということを目標値1件ということ



に對しまして、実績1件ということで、目標達成しているというような状況でございます。

また、28年度を目標年としたものにつきましては、金融機関との包括連携協定の締結に係る件数、これを目標値2件ということに對して、実績値2件となっております。これは29年度も金融機関と連携協定をしておりまして、現在、金融機関との協定は3件という形になっております。

また、学生、若者が参画するまちづくり条例の制定につきましては、28年度を目標年としておりましたが、29年6月に制定をさせていただいているという状況でございます。

あと、14項目の目標達成のうち、30年度目標年というのはゼロですが、31年度目標年につきましては、永平寺町まちづくり会社の設立ということで、これは29年6月に設立をしておりますので、既に前倒して目標達成しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） 年度別で達成という事業、施策紹介していただきました。

ちょっと私のほうからは、なかなか達成が苦しいんじゃないかということを少し申し上げて確認したいと思います。

施策の中に地域おこし協力隊の採用という項目があるんですけども、これ、今までも皆さん確認されましたように、なかなか3人の協力隊がおられて、現在は1名という位置づけになったのかなと思います。こういったところもなかなか未達の、達成には非常に厳しい状況に陥っているんじゃないかなと思います。

それから、あと、まちづくり会社紹介ありましたように、前倒しでつくられたということですね。

それから、空き家等の利活用による定住の推進というところも、これも目標年度31年度なんですけれども、私が捉える限り、ちょっとかなり厳しい状況になっているんじゃないかなと思います。

特色ある宅地造成プランの策定ということで今進めておりますけれども、これもしっかりと取り組んでいく。プランの策定ということですから、宅地造成されたという、そこら辺の設定もいろいろあるかと思うんですけども、しっかりと取り組んでいかないかんんじゃないかなと思います。

以上、3つ、どのような見解でおられるのか。地域おこし協力隊ということ、

それから空き家の利活用の促進、それから宅地造成プランの策定というところ、この3つ、具体的に少し確認したいなと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 地域おこし協力隊の採用ということにつきましてですけれども、これにつきましてはいろいろ議論がある中で、やはりその地域おこし協力隊のニーズとこちらのニーズとがマッチングがなかなか難しいというようなこともございます。今後は地域おこし協力隊につきましては、その各部署といえますか、各団体も含めまして、そのニーズの把握をしまして、そのニーズに合った採用をするというような形で、その辺のマッチングを非常に重要視しながら進めていきたいというふうに思っております。

あと、空き家の利活用につきましては、今協議会といえますか、そういったものを立ち上げまして、空き家の利活用について積極的に今進めているところでございますし、空き家バンクの登録につきましても、広報等を含めまして積極的に進めているというような状況でございます。

あと、宅地造成につきましては、議員仰せのとおり、プランの段階ではありますけれども、これにつきましてもこれまでも何回かちょっと説明はさせていただいておりますけれども、やはり現状、町の持ち出しといえますか、宅地造成の計画の時点で町がどれだけ負担をする割合、そういったものが適正かどうかということで、今庁内でも再度検討しているところでございますし、地権者の方は非常に協力的でありまして、今計画の段階の場所の地権者は非常に協力的な方で協力いただいておりますが、やはり費用対効果といえますか、どうしてもそちらのほうを検討せざるを得ないという状況で、これもいずれ結論を出していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） ただいまの中で、空き家等利活用による定住の推進という項目につきましてですけれども、目標が31年度までに1件ということですが、28年度までの実績としまして3件もう既にございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） 進捗については余り詳細に行きますと時間がかかりますので。

次の、じゃ、大事なことです。次年度、具体的に平成30年度、このまち・ひと・しごと創生総合戦略という観点から、どういった事業を位置づけて、新規の事業、継続の事業もあろうかと思えます。どのような展開していくのか。骨格予算ですから、また肉づけ予算の中で具体的な事業も出てくるかと思えますけれども、主な主要事業という捉え方で結構ですから、こういった新しい取り組みが総合戦略の一つの施策としての位置づけになるよう、それを来年度しっかりと取り組んでいくよということを少し主要事業というピックアップでよろしいですから、紹介していただきたいなと思えます。

先ほど私が申し上げましたように、やはり個別の促進策ではなくして、基本的なベースとなる地域づくり、これをしっかり取り組んでいくんだということが大事なんじゃないかなと思えます。

河合町長のいろんな所信表明でも、そういった観点で捉えて今取り組んでおられるというのは認識しております。いま一度、この総合戦略の施策の位置づけということで明確にして、よりしっかりと取り組んでいただきたいなという思いも含めて少し具体的な予算、これからまた審議にかかりますけれども、既に主要事業とかいった資料が出ておりますので、少し紹介していただきたいと思えます。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 先ほどからの人口ビジョンからの見る地方創生の方向性等につきましても、今後、創生総合戦略で掲げました目標に沿って着実に進めていきたいというふうに考えております。その中で、やはり子育て環境の充実と仕事のある町というものを実現するために積極的に取り組んでいくわけでございますけれども、基本的に基本目標に基づくそれぞれの基本施策につきましても、さらにその細部の事業につきましても、議員もおっしゃったように、今、骨格予算ということもありますので、やはりどうしても継続事業が主になってまいります。

30年度当初予算に係る基本目標別にそれぞれ主な事業を見ますと、継続事業が31事業で、新規事業が4事業というような形の振り分けになろうかと思えます。

例えば総合政策課関係で申し上げますと、どうしてもやっぱり継続事業の中からは、「新しい人の流れをつくる」という基本目標に対しまして、永平寺町住まいる定住応援事業ですとか、永平寺町PR事業といったようなもの。

また、子育て支援関係では、夜間・短期入所保育事業とか子育て支援センター

の事業、学校給食無償化などといったような形で継続事業が多くなってくると。また、安定した雇用の確保という面では、産学官連携したチャレンジ企業支援事業とか販路開拓支援事業など。観光振興としましては、越前加賀インバウンド推進機構の負担金、周遊・滞在型の観光推進事業といった事業で、継続事業がやっぱり中心となってきているのが現状でございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） それでは、子育て支援課関係の事業についてご説明させていただきます。

子育て支援関係は、ほぼ継続事業がほとんどですが、まず、この総合戦略の中でアンケートを実施するという、子育てのニーズを把握するというので、29年度もアンケートを実施させていただきました。その中で、住民が求めるニーズなんかもわかっている点もありますが、それを来年以降もしっかりアンケートを実施していきながらニーズをつかんでいきたいなというふうに思っています。

一応目標値としては、満足度がKPIになっていまして、一応9割。その実績においてもほぼ9割の方が永平寺町の子育て施策は満足しているというような結果も出ておりますので、また来年度、そういうアンケートを実施したいなと思います。

また、保育サービスの強化では、延長保育とか休日保育の利用者数、これについても目標は達成しておりますし、放課後児童クラブの実施、充実についても目標値は達成をしております。この2つも次年度それぞれ継続をしていきます。

あと、世代間交流ですね。子育て支援センターや幼稚園での世代間交流についても、各幼稚園等で地域の方と世代間交流していますが、これについてもずっと継続してやっておりますが、目標値50人のところをもう119人という形で目標を達成している。これも次年度以降、継続していく事業でございます。

ただ、中にあります町の特性に合わせた子育て環境の整備というところで、3世代同居のおじいちゃん、おばあちゃんの方が地域の子どもたちの相談に乗ったりとか、保育するという事業ありますが、これについてはアンケートなんかを見ますと、そういうニーズ的なものが少ない。あと、そういうことをやっていただくおじいちゃん、おばあちゃんたちのマンパワーといいますか、そういうところをちょっと団体とも相談をしていきましたが、ちょっとこれについては事業実施が難しいのではないかと。またニーズ等も少ないのではないかとということで、ち

よっとここについては次年度事業の見直しをしたいなというふうに思っていますし、あと就業制度等についても、29年度から国が事業を創設したりとかありまして、その兼ね合いもあって、29年度の事業の見直しは必要があるというところで、子育て支援関係につきましても、その継続していく事業、また見直し等が必要な事業というところをしっかりと精査しながら、さらに取り組んでいきたいなと思います。

子育て支援課からの事業については、ほぼ新規というよりも、ずっと今後継続していく。終わりというんじゃなくて、継続していく事業というふうに認識しております。以上です。

○議長（齋藤則男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 学校教育課のほうにつきましては、学校給食の食材における地元産品の使用割合を高めるというふうな計画を進めております。地元産品につきましては、表にあらわれておりますのは県内産という意味合いでございます。お米は含んでおりません。

平成27年度は、そのときには32%でございまして、平成31年度までに50%に高めるという目標数値を掲げております。

平成27年度、32%、これは先ほども申し上げました県内産なんですけれど、うち町内産につきましては15%ございました。平成28年度は、県内産が45%、町内産につきましては18%。29年度は途中でございまして、県内産が49.7%、町内産については23.7%になっておりまして、ほぼ目標値に達しております。

町内の農業振興も視野に入れまして、今後も継続して事業実施に努めてまいります。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 農林課としましては、農業の多様化、販路開拓と農業体験型観光の推進ということをして上げてございます。ただ、これにつきましては、27年度に計画を立てまして、28、29と、これ県の事業を利用して実施いたしました。KPIから言いますと農業体験型観光の参加人数が31年度までに250名ということになっておりますが、実際、17名ということで6.8%の実績でございます。

こういうことから、30年度からは町として事業に取り組む必要があるという

ことで、農業資源の活用により農業体験参加者と農家及び地域の人々が交流する機会を促進する観点から、農業体験型観光事業を実施する予定をしております。これは、農業体験を担っていただける農家の方の支援ということで、誘客に必要な経費並びに圃場整備費用としまして70万円計上しております。

さらには、その他の関係機関への働きかけということで、えち鉄さんが電車に乗って市町をめぐる「えち鉄ツアー」というのがありますが、この計画に乗りまして、永平寺町の圃場における収穫体験とか観光を合わせたツアー企画を予定しております、これに協力するということを考えております。

それから、販路開拓面でいきますと、「SHOJIN」ブランド、これ今、農林関係ですと12品目登録してございますが、さらにこれを拡大しまして、商工観光課とタイアップして販路拡大に努めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） 観光に関する基本施策は5件ございまして、そのうち4件の目標値が大本山永平寺参拝者数ということで65万人となっております。平成27年に北陸新幹線金沢開業効果で58万人と大きく上昇をいたしましたものの、その効果も薄れ、28年には56万人、29年では52万人余りと減少をしているということでございます。

まだ、29年の県内各地の観光施設の年間の結果というのはまだ出ておりませんが、本町の減少額はそれでもまだ若干小さい方かなとは思いますが、やっぱり年々減っているということに関しましては危機感を持っております。

あと、目標値としては設定してございませんが、本町全体の観光入込数というふうなものもあるんですけども、近年、100万人を超えていると。これは道の駅禅の里及び永平寺温泉のオープンによるものでございます。

計画策定時には道の駅はオープン前ということで、28年に41万人を入れ込んだということで大きな伸びを示したかなというふうなことを思っています。

外国人観光誘客事業にというものがあるんですけど、これに関しましては大本山永平寺外国人の参拝者数1万人から目標値2万人へというふうなことになっております。29年では前年比30%増と順調と言えればいいのか伸びております。そういった意味におきまして、達成が見込まれるのではないかなというふうには思っています。

総じてですけれども、観光誘客に関しましては各種広域事業でも事業を推進しておりますけれども、特にことしについては門前まちなみ整備も夏に完成ということで、これのPRも中心にしながら、本町でも独自の施策を検討していきたいというふうに思っております。

それから、新規起業、大学生起業のための産学官連携推進体制の整備ということに関しましては、起業に至った件数が5件というのが目標値でしたが、現在のところ2件というところで、各機関ともより連携を強化するというふうな必要があるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 建設課所管の基本施策は、先ほどの空き家を利活用した定住の推進というものがございます。町のホームページで空き家バンクというものを公開してございますけれども、閲覧者により見やすく、わかりやすくするよう再編集を考えております。

それと、これに加えて、今、国土交通省が運用を試行でやっております全国版の空き家バンクというものもございまして、これへの参加も検討しているところでございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今いろいろな進捗を答弁させていただきました。

例えばこれの本当の目標設定、本当の目標は、先ほどから議員言われていますように、この人口減少をいかにとめていくか。そのために政策を打っています。例えば今アンケートをとったのが一つの目標という設定になっていますが、じゃ、そのアンケートを利用して次の展開をどう考えていくか。学校教育課のように農林課と連携して、地元の農産物を給食に多く取り入れることによって、農業の農家の皆さんがどれぐらいそれに対して売り上げが上がってきたかとか、そういったことを一つ一つ調べていくことが大事で、その取り組んできたことを、じゃ、次の展開、じゃ、こういうふうにしていったほうがいい、またこういうふうをやめていったほうがいいということを今役場では進めていこうと思っております。

そして、あともう一つは、朝井議員のほうからもありました観光客について52万人というちょっと悲しい数字が出ております。やはり役場を挙げてといいますか、何とか観光客、右下げどまりが金沢開業の効果がなくなったからではなし

に、じゃ、その効果がなくなって、永平寺町の取り組みによってどれくらいふえてきたか。そこも冷静に分析をして、ただ分析するだけではなしに、その分析をもとにどう行動するか、何が必要なのか。また、各課の連携が必要なのかというのをこれからまたしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

いろいろな目標設定で、例えば労働局と協定を結んだから目標を達成していますよではなしに、結んだことは一つの目標達成なんですけど、じゃ、そことどういうふうに連携してやっていくか、そういったこともしっかりとやっていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） 各課いろんな取り組み状況、そして30年度の考え方紹介していただきました。そして、町長の考え方も伺いました。

今回、繰り返しますけれども、予算の中で主要事業ということで57の事業が出ております。これをこの57の主要事業のリストを、やはりこの総合戦略、4つの基本目標の切り口で見えていきますと、かなり基本目標に合致した施策というのがあるわけです。私が見ていきますと、平成30年度の主要事業の中で、例えば先ほど子育て支援課長が紹介してもらったんですけれども、今回の一般質問でも取り上げられました放課後児童クラブの土曜日の開設というのもしっかりと、27年当時はそういうような施策はなかったんですけれども、しっかりと捉えてもらっているなと思えます。

それから、I o Tの推進事業、自動走行、これもこの総合戦略の安定した雇用というところで、例えば地域内産業クラスター構築支援体制の整備というのはまさにI o Tの町長が言っておられるいろんな町内の各企業、各業界の企業が集まって自動走行という一つのものに取り組んでいくというのは、まさにこの取り組みじゃないかなと思えます。

それから、農業関係で今回新規に出ました営農指導強化事業というのは、これ、JAさんへの支援ですけれども、結果的には農作物、売れる農作物とか、それから販路拡大とかっていう事業になっているとここに出てます。これをやはり農業の多様化、販売開拓と農業体験型観光の推進というものにぴったりと合うと。いろいろと私見ていきますと、ほかにも出てきます。

そういったものをしっかりと。せつかく総合戦略、こういったやり方があるわけですから、30年度の新規のものにも、新規の事業も戦略の施策の位置づけとしてK P Iをしっかりと設定して、単年度の目標をしっかりと捉えてやっていっ



ていただきたいなと思います。

単年度の予算を消化していくというだけではなくして、繰り返しますけれども、総合戦略の一つの施策として、目標、どういった指標で設定していくのか、どういった数値でやっていくのかということをしかりとこの戦略の延長上で取り組んでやっていていただきたいなと思います。

じゃ、何かございませんか。

なければ、次の質問に行きます。

次は、具体的にパブリックコメントの制度の充実ということです。

これは、この29年度も直近になって、3つのパブリックコメントが行われております。高齢者福祉計画、介護保険事業計画が1つです。それから、第3次の永平寺町障害者基本計画、これも2つ目です。そして、3月15日ですから、もうやがて終わるんですかね。第3期国民健康保険特定健康診査等の実施計画、この3つの計画でパブリックコメントが最近行われております。こういったまずパブリックコメント、せっかく一生懸命やるんですけれども、こういったような実績なのかというところを紹介していただきたいと思います。

第二次の総合振興計画の中にも過年度の実績値が出ております。改めて、今までどうであったのか、そして最近のパブリックコメントはどのような状況になっているのかということをおひとつ紹介していただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） ただいまの件につきましてお答えさせていただきます。

まず、27年。23年からしますかね。

○11番（川崎直文君） そうですね。総合振興計画では平成23年からデータが出ておりますので、ご紹介いたします。

○総務課長（小林良一君） わかりました。

まず、平成23年でございますが、パブリックコメントで2件ありまして、意見書の提出者数は1名、意見数は1件でございます。

次に、平成24年度でございますけれども、3件ありまして、うち意見提出者数が3件のうち2人ございまして、合計意見数は7件ございました。

平成25年は、4件ございまして、意見書の提出者数、意見数はゼロでございました。

平成26年でございますが、パブリックコメントの数は3件ございましたけれども、意見書の提出、意見数は――2でございます。済みません。2でございます。

すけれども、ゼロでございました。

続きまして、平成27年度でございますが、このときにはパブリックコメントの件数はゼロでございました。

○11番（川崎直文君） 実施件数は。

○総務課長（小林良一君） 実施件数ゼロでございました。

平成28年度でございますが、3件ございまして、1件目が第二次永平寺町総合振興計画ということで、意見書の提出者数が1名で、意見等の数は6件ございました。2件目が、永平寺町公共施設総合管理計画ということで、意見書の提出者数が1名、意見の数は5件ございました。3件目が、えいへいじ男女共同参画計画ということで、意見書の提出はございませんでした。

続きまして今年度でございますが、4件ございまして、1件目、第3次永平寺町障害者基本計画・第5期障害福祉計画等と2件目の永平寺町第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画につきましてはそれぞれ意見はございませんでした。

続きまして、今やっているところなんですけれども、3件目の第2次永平寺町環境基本計画並びに4件目の第三期永平寺町国民健康保険特定健康診査等実施計画につきましては、3月2日から3月15日までですね。この期間でパブリックコメントを実施しているところでございまして、まだ結果につきましてはまだでございまして。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） ちょっと年度ごとで意見の提出された方の人数、そして件数がかなりばらつきがあると思うんですけれども、ここに来て意見を出される方が誰もいらっしゃらなかった。したがって、件数もゼロですということで、この現象面だけを今捉えているんですけれども、どうしてこの意見が出されないのか、少ないのかっていうところはどんなふうにして捉えておられるのか。また、なぜなのかという。どうしようとされているか、お伺いします。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） まず、この永平寺町のパブリックコメントでございますが、これ、この手続に関する要綱によりまして、公表日数、公表の方法、意見の提出方法につきましては要綱に基づいた方法で意見を求めているところでございます。

公表の方法でございますが、現在、ホームページ、広報紙等で公表、また意見

書の提出方法につきましては持参、郵便、ファクス、メール等で行っております。また、提出期間につきましては、公表の日から2週間以上ということとなっております。

そうした中で、意見が少ない原因でございますが、私の思うところには、1番目にはやっぱり関心がないのかなということを感じております。2番目に、関心がないこともありますけれども、ホームページ、こういうようなもの見ないんでないかと。ちなみに、永平寺町内のインターネットをしている方は約2,000世帯がございます。

3番目に、公表として2週間ということでパブリックコメントしているわけでございますけれども、行政の計画策定資料ですね、これが大変ページ数も多く、また内容のほうも複雑であるため、期間内に提出が出しにくいということも考えられるんでないかなと思っております。

そういったことで、私もこれからどうしたらいいかということでございますが、まずはこういった公表を、今ホームページとか窓口等で閲覧しているんですけれども、こちらを閲覧される方が少ないということも考えられると思いますので、閲覧者をふやすため、こういった計画に伴う関係機関、そういうようなところへも計画等を策定する場合にはちょっと関係者に対しては配布していくのも一つの方法じゃないかなと思っております。

また、これ、今まで大体最終的なもので報告書を出しているんですけれども、今後、中間的なもの、出せる部分と出せない部分もあるかと思うんですけれども、そういったことも検討していかなきゃならないかなと思っております。

あとは、こういった計画につきましては議会への説明も行っております。そういった中で、議会の皆さんは町民の代表ということもございまして、そうした中でいろいろと意見を出していただけるということで安心しているんじゃないかなと思っておりますので、私のほうは以上、そんなことで思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） いろいろと無関心、町民の方の関心がなかなか得られないという。そして、具体的にホームページとか、そして各本庁、それから支所で計画、パブリックコメントの対象となる閲覧を行っている、それもなかなか見てもらってないという。期間が短い、そしていろいろと理由があろうかと思うんですけれども、なかなか悩ましいところで、じゃ、具体的にこれを改善していく方法

を、これをぜひとも見つけて、これでやっていくんだという、見える姿で取り組まないと、全く同じ繰り返しになるんじゃないかなと思います。

改めて、パブリックコメントと町民の方の接点というのは、広報紙でパブリックコメントありますよというのは、例えば環境基本計画であればこのようにパブリックコメント募集ということで期間と、どこへ行ったら見れますかという話が出てくるんですけども。

それとあと、この前も回覧板で国民健康保険の特定健康診査実施計画、パブリックコメントやりますよという回覧板が回っているんですけども、唯一、この情報が接点になるわけですね。これを接点というのは、町民の方がこれ見られて、本当に、じゃ、自分ちちょっと関心持ってどないしようかという気持ちが起きるかどうかという話じゃないかなと思うんです。ほかでいろんな自治体でもパブリックコメントの見直し、課題と対策いっこのを見てもみますと、ネットで検索するといっぱい出てくるんですけども、そこでやっぱりそうなのかなということも出てきました。

ここで、パブリックコメントって私も申し上げているんですけども、一体、パブリックコメントって何なのかっていうその制度自体が町民の皆さんがなかなか理解されてないっていう基本的なところなんですけれども。このネットで見たその資料は、じゃ、どういう工夫なのかということなんですけれども、「パブリックコメント」という言葉自体がよくわからないとね。これ、具体的な改善策なんですけれども。

例えば永平寺町民の方にとってみたら、町民意見提出制度、町民の方が意見を提出できる制度というこの日本語でこういう制度ですよというタイトルつけたほうがいいんじゃないかっていう意見も出てます。なるほどなと思うんですね。

そして、一つ一つの案件をパブリックコメントの対象となる案件を説明するという以前の話で、この制度自体はこんなふうなんだよっていう、何のためにやるのかっていう、そののところもあわせて皆さんにお話ししていかないと、なかなか自分が意見を出してみようという引き金にはならないんじゃないかなっていう思いです。

要は、パブリックコメント、もっとわかりやすい名称を使って、そしてどんな制度なのかというのをこの町民の皆さんに理解してもらってところから始めなきゃいけないんじゃないかなっていう思いです。

それからあと、実際の計画を見てくださいということですけども、今は役所

関係のところでも閲覧しています。ここへ来たら見てもらえますというんですけども、やはりもっと人の集まる場所で見れるようにしてくださいと。このある自治体の意見なんか見ますと、何か大型ショッピングセンターの場所で見れるようにしてくれたら、できるだけ多くの人が集まるんやから見れるんじゃないですかという意見も出ております。

それからあと、一生懸命意見を出そうとするんですけども、どうも一々文書で書くのは大変だから、何か口頭で意見を言うような場面の設定も必要なんじゃないかなという、何かワーキンググループというんですか、何かそういう方法をとったらいんじゃないかと。

パブリックコメントの対象となるものは、いろんな計画があるわけですけども、先ほど総務課長も言うておられましたように、積極的に関係する機関、関係する団体、福祉関係であれば社協のところへ行って、いろいろとこれ、こんなふうな制度ですよという説明会をする、コメントをいただくという、何か積極的に出かけていくという工夫が必要なんじゃないかなということもあります。

せつかくの機会なんで、私いろいろと調べた結果を今紹介しましたけれども、何か一つでも参考になれば、具体的に次年度から取り組んでいていただきたいなと思います。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、名前を変えるというのはいいことだと思います。そして、まず、こういう計画をつくる時には審議、例えば団体の方とか代表者の方に来ていただいて、その団体の代表としていろいろな意見をしてこの計画をつくっていきます。その中で、パブリックコメント、専門的な人の意見はそこで吸収している、また来てる。やはり多くの町民のパブリック、公の皆さんがどういうふうにこれを、この計画を見ていただくか、どういうふうな意見をいただくかというのが大事だと思います。

今おっしゃられたとおり、スーパーとか商工会とか、例えば福祉の計画でしたら福祉以外のそういった集まる場所、逆にそういった福祉の団体の意見を吸い上げていろいろ代表者の方から入れてますので、それに関係していない方と言ったらちょっと失礼ですけど、その方々がこの計画をどう思うか。違った視点で見ていただくのがパブリックコメントでもあると思いますので、またそういったのもやっていきたいと思います。

やはりデジタル化、効率化が進んでいる中で、こういったものをやっぱりアナ

ログにある程度戻らなければいけないところもあるのかなというふうに思っています。私も防災講座、またいろいろな町民の皆さんに接するときに、またそういったものを説明して、また皆さん、これご意見くださいって置いてくるのもいいですし、また議会と語ろう会等のときでもまたそういった計画を、そこで意見を求めるのはちょっとあれですので、こういったの今出てます、皆さんパブリックコメント、皆さんの声とか、皆さんの意見という名前に変えてもいいです。そういったのでどんだんどんだん関心を持ってもらえるような取り組みも、何かキーワードはアナログのような気がしていますので、またよろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） 第二次永平寺町総合振興計画の中にもパブリックコメントの制度の普及啓発ということはしっかり出ております。今、町長のお話にもありましたように、より具体的に次年度一つ一つ取り組んでいくことが大事なんじゃないかなと思います。ひとつよろしくをお願いします。

これで私の一般質問終わります。

ありがとうございました。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩をいたします。

（午前11時06分 休憩）

---

（午前11時15分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、2番、滝波君の質問を許します。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） それでは、一般質問最後となりましたが、私のほうから4点通告をいたしております。ただ、毎回のことですけれども、最後になりますとほとんど今回は重複している質問ばかりなので、できるだけ重複しないように、そして今までの議員の答弁も含めて、関連もあるかもわかりませんが、よろしくをお願いします。

まず、健康づくり推進のまちづくりということですが、町長におかれましては2期目の就任おめでとうございます。今議会で2期目の抱負や決意を聞かせていただきましたが、その中で2番目だったと思うんですけども、心も体も健康でいきいきと笑顔で暮らせるまちを目指すということを昨日も熱く語っておられました。大変期待をしているところでございます。

昨日もそれに関する答弁がありました。この健康づくりというのは今始まったわけではありません。各自治体が取り組んでいるんですが、やはり自治体はトップの思いでその取り組みが変わる、まちづくりが変わるということがあろうかと思えます。そういった意味では、非常に期待をしているところではありますが、全町挙げて健康づくりを一つのキーワードとして取り組んでいただきたいなと思っているところです。

ただ、心もからだも健康でということは、当然、全町民が対象になるわけですから、赤ちゃんから高齢者まで全ての町民が、そして心も体もということであり。心の健康とは、私が考えるところは幸せ感とか、充実感あるいは生きがいがある生活。このようなことが感じられることが心の健康ではないかなと思えます。

そういった意味では、この心と体のバロメーターをどのように位置づけているのか、そして目標とするものはどのようなことを目標にするのか、ぜひお聞かせをいただきたいなと思えます。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 非常に大卒なお答えになるかもしれませんが、1番目としましては健康寿命の延伸ということが挙げられると思えます。現在、昨日の答弁でもご提案でもいっばいいただきましたので、それを踏まえて健康づくりを進めていく。

元気長生き11プランという町の保健計画がございますので、これに基づいた施策を実施していく。それから、地域に根差した取り組みを進めて、町民の皆さんに取り組んでもらうように進めていくということを思っております。

ただ、健康づくりの啓発をするという意識を持ってもらうというのも大事なんですけれども、我々としては生まれる前の施策から介護保険計画まで取り組んでおります。担当者としては、非常に危機感を持っております。町民の皆さんにもその辺もご理解していただくような啓発活動も取り入れて、ご自身の健康は自助じゃないですけど、ご自身で守る。それから、健康でいるという義務があるということをお覚していただきたいということも思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、福祉課の観点から答弁させていただきましたが、バロメーターといいますといろいろあると思えます。例えばわがまち夢プラン、これを

みんなで使ってこういったことをやりたい。公民館活動がふえてきた。体育協会のそういったいろいろな運動の中でも会員がふえてきて活発になってきた。また、健康長寿クラブの皆さんがこういったことをやりたい、ああいったことをやりたい。どこの地区にはまだそういうクラブがないでふやさなあかんやとか、そういったいろいろなご意見が出てくるのが一つのバロメーターになってくるかなと思います。

きのうもちょっと答弁で、上田議員の答弁でちょっとさせていただきましたが、福祉課だけではなく、全ての課がそれにつながっているんだ。さっきのまち・ひと・しごともそうですが、やはり連携を持っていく。生涯学習で活発に参加がふえてた。こういうことをしたらふえてきたという情報を、また健康福祉課で共有して、こういうふうにしたらいんだといって、そこでまた健康福祉課の事業と一緒にやれないかとか、そういったことができるようにしたいなというふうに思っています。

4月から、またこれは課長と皆さんとも相談しようと思うんですが、各課の課長が月に1回、今自分が取り組んでいる課の課長を集めてテーマを今健康について皆さんどうですかとか、そういう情報の交換、共有、そういった場をまたつくっていただけたいなと思いますし、それときのう上坂議員の提案がありました、若い職員をどうやって育てるんかという中で、課長が講師になって、その若い職員にずっといろいろなその課の取り組みであったり、今の現状を伝えていく。そして、最終的に将来の永平寺町をどういうふうに役場はしていったらいいかというレポートをまとめていただくとか、課の連携、そういったものをしっかり取り組んでいくことによって、健康は本当にキーワードだと僕も思っていますので、これをしっかりと連携がとれる、そういった体制をとっていきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 健康福祉課長はそういった立場で今ご発言したんだろうと思いますけれども。――福祉保健課、ごめんなさい。そう言われたんだろうと思いますけれども、いわゆる公約の中には「心と体と」って書いてあるんですよ。公約ですからまだ浸透してないんかもわかりませんが、今、町長おっしゃるように、いわゆる、これ、まちづくりの大きい柱でありますし、子育ても、あるいは介護も全て含まれるんだろうと思います。

要は、この心と体の健康とはっていうことで、1つは生きがい、前向き人生であること。前向きな人生であること。2つ目に、社会との関係が良好であること。



そして、3つ目には、生活習慣行動ができること。この、3要素があるんだろうと思われま。

例えば生きがい、前向き人生であることというのは、具体的には夢や生きがいを持っている、あるいは幸せを感じる。幸せを感じる。あるいは、自分自身で健康だと言える。こんなことがやはり多くの町民がどれだけ思えるかというのが一つのバロメーターなんだろうなと思います。

ある自治体なんかは、そういうような定期的に多分、固定の人なのか、ランダムにとっているのかわかりませんが、これらのアンケートをとりながら、どれだけ満足感、ここに住んでて生きがいを感じているかというのを調査するらしいです。そのことを大きな目標値としてひとつ掲げているそうでもあります。

ぜひ、「心と体の健康を」というテーマで、体の部分は数値的にはあらわれるんだろうと思いますけれども、心という部分をぜひそういった形でやっていただくということが大事ではないかなと思います。

先ほど川崎議員の質問の中で総合戦略の話がありました。そして、目標値について各担当課長のほうから答弁がありました。聞いてて思うのは、行政と相手が1つ2つ、あるいは行政指導でやれる目標というのはやはり達成できるんだろうと思いますけれども、その目標値が多くの住民を対象にしているということはなかなか目標値に達成しない。あるいは、先ほどのパブリックコメントでもありますが、多くの方に関心を持ってほしい。回り回れば町政のことは自分のことやということではありますが、そのこともなかなかきっかけとしてパブリックコメントでコメントしようということにはならないって。なかなか難しい世の中なんだろうなと思っております。

そこで、先ほどの保健計画についてであります。これは上田議員が昨日質問しておりましたが、これ、国の制度、健康日本21ですか、あるいは県の計画、それの上位計画法に基づいて、また町では総合振興計画あるいは福祉計画というものを見ながらつくっていくと。そして、下位の計画では実施計画、先ほど言いました障害者の計画もそうですし、国保の健診の計画もそうだろうと思います。

ただ、今、「健康」ということことをキーワードにしてつくるならば、ぜひやってほしいのは、もう福祉と健康一体となった計画ができないだろうか。そして、その実施計画もその計画の中の一つの項目としてできないだろうか。

当然、実施計画ですから5年とか3年とかロールする必要がありますから、それはしていかなければならないと思いますが、ただ、大きい柱にするには、ぜひ

福祉と健康、先ほど課長が言われたとおり、出産前、出産から、そして揺りかごから墓場までというような観点からいうと大きな柱になるので、ぜひそういうようなことで全庁挙げてやっていただけるような計画づくりをと思っておりますが、実際にそういうふうに行っている自治体あるはずなんですよ。僕も見ただけですけども、そういったことは考えられませんか。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 現在抱えている計画の中で判断していきたいというのが一つの思いですけども、健康と、それから福祉もあわせて、健康づくりもあわせて、総合的な計画ということを議員おっしゃっているとは思いますが、現状におきまして、介護保険計画の中でも健康づくり、それから高齢者福祉、地域包括ケアシステムという大きく目標がありますので、その中ではうたっております。心身の健康のバランスを保って介護状態にならないように取り組みましようという形でうたっております。

ただ、きのうも問題になりました働く世代の健康づくりという面では、多少記載は薄いと思いますので、次期保健計画の中で、逆に自殺対策の計画も含めて作成するわけですから、心と体という面で行っていくたいという事を思います。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 具体的に保健計画のことではありますが、たしか23年にくっつけていますよね。23年度から27年度、本来なら計画期間であって、それが28、29で延ばして30年につくって、31年からと。それほど、ある意味、本来なら計画を5年間でつくらなければならないのが、延び延びになってきたわけですね。別にないがしろにしていたとまでは言いませんけれども、その間、いろんな調査、つくるには、先ほどアンケートをしたり、住民の調査をしなければなりません。実際に国保の中では健診の結果は資料としていただいているんですが、もっと大きな、先ほどの町民全体の意向を把握するには、やはりこういった計画の中でアンケートあるいは調査をする必要があったのではないかなって、この、ある意味、2年間、3年間の空白というのが僕は大きいかなと思っていいんですけども、それらに対して今年度、30年度どう取り組みをしながら挽回をしていくんだらうかなと非常に気になっているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 健康づくりの意識に対しては、確かにアンケートと

いうことはとっておりません。ただ、がん検診であるとか健康診査を受けている方について個別のアンケートをしている。それについて現在の取り組みをお聞きしている、ポイントカードの取り組みをされている方にお聞きしているという状況で、逆に言うと比較的意識の高い方からのご意見をとっているだけかなということも言えます。

そういう点では抜かりがあったのかなということも言えると思いますけれども、現状においては現在の保健計画の重点項目をもう一度洗い直して重点項目に取り組んでいくということになっております。

それから、先ほど申し上げましたように、きのう、自殺対策の計画も次回の保健計画に盛り込むということにいたしました。3年延ばしておりましたが、現実には自殺対策のことも含めておりますので、31年度に策定するというところでございます。

上田議員も委員さんに入っておられてご案内してあるということでもございましたけれども、もう1年延ばしたことになっております。お願いします。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） ちょっとまた延びるというので驚いてはいるんですけども。その部分は後につけるということではできないんですか。別に計画慌てればうまくいくということではないですけども、でも、早く計画を立てな実行に移されないのではないかなと思っているので、いろいろなことが。

それで、先ほどパブリックコメントの中でもありましたが、なかなか町政のことも関心がないっていう——一般論ですけども——中で、健診率も上がらないというところの中で、やっぱり自分にかかわることもなかなか関心がないというのが今の世代、今の町民というか、我々も含めてなんかわかりませんが、そんなんだろうと思うんですよ。

これ、個々人の健康づくりが合わさって町の健康づくりになるわけですよ。ですから、個々人、あんたのことやでっていう動機づけをまずしてあげなあかんだらうと思います。そこが一番苦勞するところなんだろうと思います。

そして、先ほど町長もアナログでというところがあったんですけども、そこが町内会とか、職域とか、学校とかっていう団体を通してというのが個人の意識高揚に、動機づけになる可能性があるっていうことなんだろうと思います。

そうしましたら、そう簡単に1年やればぐっと延びるっていうことではないと思います。まずは動機づけを1年でどれだけやれるか。そして、そのことによ

て自分の健康、自分の生活を変えていくと。少しずつ変えていくということをしていただかなければ、なかなか目指すところはできないのではないかな。ですから、そのことを思うと少しでも早くって思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、その動機づけ、どういうふうにしたら関心を持っていただくか。健康のことだけではなく、パブリックコメント、また町の取り組み。今おっしゃるとおり、簡単なことではないと思います。

ただ、今回、キーワードは「自治組織」、一緒に議会とまた行政も実は4月から私が議会とやりますので、トップになって立って各課の課長と連携をとってやっていこうと思います。そこで自治組織は一つそれができ上がったことによって、公民館も全て入ります。その中で一つの皆さんがまちづくりについて考えてもらえるような組織になれるように、ただ、それは今言って来年、できてから数年かかるかもしれません。

ただ、そういった地道な、地道と言って先延ばしてるとかそういったものではなく、一つ一つ取り組んでいくことが、しいてはその健康づくりのそういったこと、さっきからありました心の問題、例えば仲間づくり、今まで町外の人といつもつき合っていたのが、そこで改めて新しい趣味の人と出会って仲間づくりができるとか、いろいろそういったのもあると思います。やはり健康、体もいろいろな形で取り組んでいきますが、一番本当にこの2期目で何とか仕上げていきたいと思うのがその自治組織をやるのが、皆さんと一緒に作り上げていくことがさっきのパブリックコメントであったり、いろいろな、そういった取り組みの一つの大きな課題解決にもつながっていくのかなと思っておりますので、ご理解よろしくをお願いします。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） まさにおっしゃるとおりなんですけれども、やはりそれだからこそキーワードは「健康」と僕は思っているんですよ。すなわち、自分のことです。要は、そのことが大事ですよっていう、健康を通して自治体を見ていく、あるいは町内会見ていくっていうことができる可能性があるのではないかなって。その気づきが自治組織なんかもわかりませんし、ポイントカードでしたっけ、あれでぐっと伸びたっていう、あれも一つの動機づけの手法なんだろうと思います。

そういった鍵となるようなことが、多分、何人も寄ればいろんなことが出てく

と思うんです。ぜひ前に進めてほしいなと思います。

やはり課題の見える化と対象の明確化をすることと、あと動機づけをどうするか。あとはデータはきちっと役場ですからいろんな角度からデータを出して分析をできるんだろうと思います。

それと、4つ目のポイントは連携と協働ですね。そして、5つ目は実行力ですわ。とにかく計画立てても実行しなければならぬので、そこを少しでも早くやってほしいなという私の思いであります。何かあったら。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 実行力は任せてください。一生懸命本当に取り組んでいきたいと思えますし、今おっしゃるとおり、目標設定、計画、それをつくって終わりではなしに、それをじゃどういうふうクリアしていくか。また、計画をつくる前にやはりしっかりと現状の把握というのはもちろんしていきますが、やっていきたいと思えますので、ぜひまた一緒にやっていきたいと思えます。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） ぜひ期待をしていますし、多分、計画づくりは少人数でやらなくて、町民たくさん巻き込めば巻き込むほどそれが浸透していくなと思えますので、ぜひそんな形で、できたら30年度やってほしいなとは思っております。

それでは、次に行きますね。

永平寺ブランドの目指すところということで、これもこの議会で朝井議員が質問をしていただいたのでかなり重複をしております。

ブランドづくりと言われて、やっとなりが見えてきたのかなという思いもしておりますが、ただ、先進地の熱海に行ってきたわけですが、やはり先進地でもありますから考え方もしっかりしているなというふうに思いました。

それは、一つは、ブランドっていう位置づけの中で、やはりあそこは観光地ということがありますし、たくさんの方が来られるというところという特殊性がありますから、その観光客に持って帰ってもらうお土産を熱海ブランドとして認定し、そしてアンテナショップじゃないですけども、駅ビルに一画を設けて、そこで販売ルートを確認しているということでもあります。

ただ、そういうような、多分、あちらも苦労したんだろうとは思いますが、キーワードはやっぱり「販路確保」と、そして「生産者、提供者のやる気」というようなことを商工会議所の方は言っておりました。

ただ、今回聞きたいのは、この永平寺ブランド、じゃ、この認定したのは三十

幾つあるんですけども、じゃ、どういう戦略をもってこのブランドを認定し、売っていくのか。目指すところという言い方を僕は通告はしているんですけども、そういった意味ではどういう戦略の中で認定をし、売っていこうというふうにお考えでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） 本町のブランドの認定に関しましては、今年度、認定制度を確立し、申請を受け付け、そして35品を認定したと。それから、パンフレット等においてPRしながら、そして町外にもプロモーション等でPRをしてきたというふうなことでございます。

その中で、滝波議員もおっしゃったように、熱海でも「生産者のやる気が」っというふうなこともおっしゃっていましたが、本町の認定事業者の方々もかなりやる気になっているという現状がございます。

さきの答弁でも申し上げましたけれども、来年度からはといいますか、実はできれば3月中に開きたいということでご案内をしているんですけども、認定者協議会を立ち上げて、一応その認定者協議会の事務局は商工会にお願いしていこうと思っているんですけども、役場や商工会が音頭をとって皆さん何とかやりましょうというのではなくて、生産者の皆さん、事業者の皆さんが発案をし、みずから動いてやっていくというふうな形をとっていきたいと思っております。

さきの答弁でもプロモーションなんかも事業者の皆さんに行っていただくというふうなことを申し上げましたけれども、やる気も出てきたというふうなことも見えていますので、どこに行くかとか、どこにPRするか、どういうふうな作戦をとるかというふうなことについても事業者の皆さんの意見を十分取り入れながらやっていくという形の中で、そして、まず来年は当然補助事業という形でお金もつぎ込むということになりますけれども、徐々に自走をしていけるような形。でも、その事業自体、「SHOJIN」ブランドの認定品だけで商売が成り立つというふうな形をまずはつくっていききたいなど。

そういうふうないいものはそういう形ができて売れていくという形ができれば、じゃ、私もいいものをつくって認定して一緒に入りたいというふうな流れをつくっていききたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 非常に期待をするところであります。ぜひ行政においては

金は出しても口出さずで、生産者、そしてその取りまとめる商工会にぜひ力を發揮していただいて、いいものができるようお願いをしたいなって。それがやっぱり健康に結びつくなと思っておりますので。

それでは、次の質問に移ります。

豪雪から学んだことということで。

戦後、3番目の大雪となった今回の豪雪、亡くなられた方につきましては、本当にご冥福をお祈りいたしますとともに、おがけがや、あるいは被害に遭われた方にはお見舞いを申し上げます。

このことにつきましては、何人もの議員が質問もされておりますので、私がお伺いしたいのは3点ございます。

1点は、各部署での被害状況の調査及びそれに対する予算措置の作業は進んでいるのか。当然、県の要望等もありまして、6月の補正に出てくるということになるんでしょいか1点。

それと2つ目は、各部署の今回の雪害対策の検証をされ、問題点、課題点を抽出し、今後の除雪体制等にどう工夫を凝らしていくのかこれ、ソフトの部分ですね。それを行っていくのでしょうか。

3つ目、国道、県道の除雪体制あるいは中部縦貫のありましたが、そういった部分では県あるいは国とのこういった非常事態でのやりとりのルール決めと申しますか、そういうようなことはやられているのでしょうか。

その3つ、お願いします。。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 現在、被害状況と予算措置ということにつきましてですけども、これは今、毎日毎日新しく被害の状況が入ってきております。総務委員会でのご質問の中にもたしか入っていたかと思っておりますので、その時点でお答えさせていただきます。

それと、国県道とのやりとりということですが、毎日2回ないし3回、県道の除雪の状況でありますとか、その日の予定でありますとか、逐一連絡をとりながら、それに必要な人員が予想される場合は町の職員も協力したりというようなやりとりは密にやってございました。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） 今回、雪害対策に関連して7班の班体制で、それぞれの

班で役割分担してやってきました。そうした中で、各班、7つの班でいろんな課題対策等いろいろと出ております。そうした中で、今回のこの雪害を終えて、これから今言っている形のを検証していきます。それで、ことしの降雪時、それで10月までにはこういった対策をして、また皆さんにも周知させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） ハードの部分は今建設課のほうで被害状況を見ながら、多分、6月の補正、補正じゃなくて専決もあり得るのかなと思っっているんですけども、そういった形でやっていただけるんだろうと思います。

ただ、ソフトの部分は重要なわけで、確かに何十年に1回という大雪ですが、それが来年か再来年か来るかもわかりません。今の気象状況は非常にわからないんで、ぜひソフト面での体制強化を10月までということですので、それまでにぜひ行っていただきたいなと思います。

あと、気になるのは、この大雪のときに国道、県道の除雪が任せられなかったというか、やっていただけなかったのが町がやったということですが、それはこういう非常事態においてはそういうようなこともありますよというような県とか国とかの協定というか、覚書というんかわかりませんが、何かそんなのも取り交わしているんですか、それとも今後取り交わすようなこともあるんですか。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 今後につきましては、また国なり県なりとの協議が予定されると思いますので、そのときに検討したいと思いますが、今現在の段階ではそのような協定はございませんで、あくまでも臨機応変な措置ということで対応させていただいております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） わかりました。また、委員会でいろいろお聞きさせていただきたいと思いますので、この質問はこの程度におきまして。

最後、債権管理条例ということになります。

町税等の収納率、98から99%である本町にとって、この債権管理条例の制定のねらいが滞納者の生活再建であるというふうに言われております。そう言われてもなかなか説得力に欠けるなというふうな感じがするわけです。



そこで、この滞納されている人は、重複するんですけども、重複を1と考えて、何人、何世帯というか、何人。そして、納めない人と納められない人っていうすみ分けはおおよそで結構です、これくらいやってというような数値は出ますか。あわせて、金額も教えてください。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 滞納されている方の数については、年度当初と年度末ではかなり数がかけ離れてまいりますので、年度当初で約500人ということをお願いします。

また、納められるのに納めない方、あるいは納めたいのに納められない方、これはもう私の実際のやってきた中での思いでございますけれども、約9割の方は納められるのに納めないというような認識しております。

滞納額ですけども、これも年度当初になるのですけれども、平成29年度末、30年度当初ですけども、総額、税でございますけれども9,788万円でございます。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） そうしますと、滞納されている方、年当初で500名。そのうち、納めない人が9割、納められない人が1割と、ざくっと言うとそんな感じだという。

○税務課長（歸山英孝君） 経験から。

○2番（滝波登喜男君） 経験からそういうことでありますが。ということは、この管理条例については、この納めない人についての条例という位置づけでいいんですか。納められない人というのは、生活再建型やってというようなことを余りにもアピールされるんですが、この条例は納めない人の条例ですね。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 納められない人も納めない人も含めて、債権管理条例で取り組んでまいります。

納めない者については、法に基づく厳正な執行を行いたいと。納められない方については、やはり負担能力の回復を目指していきたいと。その両輪で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） わかりました。今までの答弁はそういうような答弁やったということで、こちら思っていればいいんですよね。

では、この再建支援の方法ですけれども、なかなか具体的にはどうやるかっていうのは示されていないように私は感じているんですけれども、多分、経験値がないからっていうところもあるのかなと。

例えば町職員の部外者であります弁護士さんとか司法書士さん等々を入れての生活再建、あるいは各課横断的にやる生活再建、そしてその生活再建の対象となる方にどこが寄り添って再建をしていくのかということも余り明確ではないんですけれども、その辺はこれから経験値としてやりながらつくっていくということではないですか。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 生活再建の方法、なぜこのようなことを条例化したかという背景には、これまで、いわゆる納付能力のない方については、きのうも答弁したんですけれども、切るというようなことしか法的には方法がございませんでしたが、それでは滞納の繰り返しになるということで、やはり根本的に納付能力を回復させる必要があるというようなことで、今回、条例化させていただきました。

その方法については、債務者の個々の生活困難のケースに応じて対応をとる必要があるものと考えております。

例えば多重債務に陥っており、債権の納付能力にかける債務者に対しては、ファイナンシャルプランナー、あるいは弁護士などと連携し、まずは多重債務の解消をすることにより、納付能力の回復を諮ってまいりたいと考えております。

ただ、そこで終わりにするのではなく、多重債務に陥った原因を探ることも必要であると考えております。例えばその原因が就労に関するものであるならば、福祉事務所が実施する就労支援事業あるいは認定就労訓練事業などと連携し、生活困窮者自立支援制度など活用しながら、福祉事務所と連携し、債務者の生活習慣の改善を図ることにより、納付能力の回復を図ってまいりたいと考えているところでございます。

生活困窮状況に陥る原因はさまざま、かつ根が深いものであるという認識でございまして。その原因に応じた対応を施す必要があり、債務者の生活習慣を変えることができなければ、滞納の解消は一時的なものになってしまうと考えているところでございます。

時間と手間はかかりますけれども、債務者の生活習慣の改善、これが最良の方法であると認識して取り組んでまいります。

当然、滞納者の納付能力の改善ということでございますので、債権管理室が中心となって取り組むことになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 今の答弁聞きまして、やはり若干不安になってきました。

先ほどの健康づくりじゃないですけども、やはり心と体、幸せになるように、ぜひ生活再建をできるだけ、具体的にはわからんのですけれども、できるだけやっていただいて、寄り添う、あったかい町になるようにぜひお願いをしたいなと思えます。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この条例は、寄り添う、あったかい町にするための条例です。

この条例がもし制定しなかった、その場合でも、今の収納率というのは本当に今皆さんに納めていただいております。そしてまた、ほかの課のいろいろな債権もあります。これもやはり税と一緒にまじめに納めていただいている、そういった方のためにもしっかりとお支払いしていただくという、そういうふうな状態になります。この条例がなくてもそういうふうに進めていく。

ただ、それでは血の通った、本当に払いたくても払えない人、またそういった人をどういうふうにして救うのか。この条例があるから、今、税務課長が言いましたいろいろ相談をする団体とか、弁護士さん、そういった方々と町がいろいろ提携をしまして、そういった方々の支えになるようにサポートする。この条例があるからそれができるんですって。この条例がなかったら、それはやろうと思えばできますが、なかなか弱い部分も出てきます。条例でないので。

それと、ほかの課とまたがって一緒にやることによって、その債権のある方、その方にも1カ所1カ所でやるんでなくて、一つまとめて生活再建にさせていただける、そういった条例ですので、本当にもう滞納率を下げるためだけにやるのではなしに、こうやって一生懸命税務課の職員も今福井県下の中では滞納率の低い町になってきました。ただそれだけではやはり寄り添ってないだろう。もう一度見直そうというのがこの条例ですので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○議長（齋藤則男君） 以上で、通告による質問を終わります。

お諮りします。

一般質問はこの程度で終わりたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

これにて一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午後 0時00分 休憩）

---

（午後 1時10分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第2 議案第1号 平成29年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（齋藤則男君） 日程第2、議案第1号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算についてを議題とします。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行いたいと思います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を順守していただきますようよろしくお願いいたします。

これより第1審議を行います。

理事者から平成29年度3月補正予算説明書をいただいておりますので、それに基づいて十分なる審議をいただきますようお願いいたします。

平成29年度3月補正予算説明書に基づいて、課ごとに補足説明を求めます。

それでは、議会事務局関係、5ページの補足説明を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長（川上昇司君） 議会事務局関係についてご説明申し上げます。

平成29年度3月補正予算説明書の5ページをお願いいたします。

左側の議員報酬関係につきまして、今回、173万8,000円の減額をお願いするものでございます。これは、昨年6月に議員1名が減となりましたことにより、9カ月分の議員報酬が不要となりましたので198万円を減額するものでございます。

また、人事院勧告に基づき議員期末手当を0.15ポイント増の3.3%に変更することに伴う24万2,000円を増額するものでございます。

以上、議会事務局関係の補正予算説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) なければ次に、総務課関係、5ページから7ページの補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(小林良一君) それでは、総務課関係の補正予算につきましてご説明を申し上げます。

初めに、補正予算説明書の3ページをお願いいたします。

歳入についてご説明をさせていただきます。

上段の総務課の派遣職員負担金152万7,000円の補正につきましては、永平寺町社会福祉協議会へ派遣しております職員の社協負担額が確定したため、負担金を補正するものでございます。

続きまして、2番目の土地売払収入2,611万円の減額につきましては、松岡石舟地係の町有地の売却が入札不調となったため、土地売払収入を減額補正するものでございます。

説明書の5ページをお願いいたします。

歳出につきましてご説明をさせていただきます。

右側の公有財産管理諸経費、基金積立金2,611万円の減額につきましては、松岡石舟地係の町有地の売却が入札不調となったため、土地開発基金への積立金を減額補正するものでございます。

説明書の6ページから7ページをお願いいたします。

人件費関連についてでございますけれども、これにつきましては人事異動、また人事院勧告による職員の給与改定等により、一般会計におきましては289万1,000円の減額、特別会計におきましては347万9,000円の増額、合わせて58万8,000円の増額分を補正するものでございます。

以上、総務課関係の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長(齋藤則男君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

金元君。

○9番(金元直栄君) 1点ですが、説明書の5ページの石舟の土地の売却が不調に終わったため、土地開発基金への積立を減額するというんですが、あと、いわゆる3千数百万円の分はどこの分になるのか。それらもやっぱりわかるように示し

ていただくとありがたいと思うんですが。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） あと残りの分につきましては、けやき台にあります社会福祉法人福泉会特別養護老人ホームの永平寺ハウスの下に敷地があるんですけども、その土地2,752.5平米ですね。これを1平米当たり9,600円ということで売りまして、売買だけに2,642万4,000円ですね、これが売払収入になりました。これにつきましては基金積立となります。

以上でございます。

○9番（金元直栄君） 前も言ったんですが、僕はやっぱり不当に安いんじゃないか。今国会でもいろいろ話題になっているようなことが重なっていたんで、当時はそういうことで説明はすると言ったんですけども、そのまま売却するとはちょっと思っていなかったんで、そういう意味ではちょっとまずいんじゃないかなって。特にいろんな値引きも含めて、それはたしか、これ、取得時の4分の1ぐらいのお金で売却ということになるんじゃないかと。ただ、個々の経過を見てみると、その前にあった、いわゆる町道、これを町道廃止を行って貸し付けると。優先的に貸し付けるようになってきたし、その横にあったこの土地も、いわゆるこれまでの説明では無償で貸していたと。

いろんな話を聞くと、これは古き職員の問題なんかも同じ根があるのかなと思うんですが。当分、使っているうちに、それは優先的に払い下げしますよと、それも格安でというような話があったんでないかって疑われても仕方ない状況が、こういうところであらわれているのかなっていう不安はあるんですね。そこらはちょっとどうなんかなってお聞きしたいですね。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） ただいまの箇所につきましては、旧、合併前ですね。そういったことでここを旧永平寺町が土地の権利があるという中で、当時は1億円近くですか、何かそういうような話も僕も聞いていますけれども、今回は新たにこういった現在の価格というんかね、そういうような面でした結果、今回は1平米当たり9,600円ということで売り払いということになりました。

また、ここにつきましては、社会福祉法人ということで特別養護老人ホームということで、ほかの方が買える土地ということなしで、隣接しておりまして、こういったことでここを買収したいということもありまして、今回、こういう形で売り払ったということでございます。

○9番（金元直栄君） 値段は評価どおりやろう。

○総務課長（小林良一君） 値段につきましては、評価どおりでしたということでございます。

以上でございます。

○9番（金元直栄君） 確かに評価というのがあるかもしれませんが、無償で使って、無償で提供していたという歴史は事実としてあるわけですね。そういう意味では、ちょっと問題になるところがあるのかな。

ただ、僕が言いたいのは、この土地なんかをこういう形で安く売却するということになる、それはそれなりに町にもある一定の損害が生じるということになるんですね。それらについては何の説明もなしに評価で売ったっていうだけでは、僕、説明がつかんのではないか。

何で僕は、前もその説明のときに言ったと思うんですが、正当にするためには、例えばこういう社会福祉法人がいろいろ施設を建設したりとかいう、その進出のときには福祉のためにということだから、町から最高5,000万まで補助するって条例が僕、合併して以降できたと思うんですね、たしか。記憶にあると思うんですが。そういうところからきちっと出して、それは幾ら何でもこういう4分の1という価格でなしに、それなりに帳尻を合わせるといふんなら僕わかるんですよ。そのときにもそういうのを正当に使うっていうこともあるんでないかと。それは幾ら評価とはいえ、それは、もう今の状況は確かに土地の代金というのは大変かもしれんけれども、最低これくらいではお願いしたいってやっぱり向こうに言って、向こうがどう対応するかっていうことを考えるべきではないかなと。こっちからもうある意味、4分の1まで落としてもうて、これではどうなのかというのは、ちょっとそれは幾ら何でも今のそんたくの話がいろいろ出てますが、本当にそれに通ずるようになってしまう。そっちのほうが怖いですね。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 金元議員お忘れかもしれませんが、僕が議員の時代に、この案件で町道の廃止というのが出てきまして、そのときに10年間は無償で使っていただけますよという議決案件だったと思います。

○9番（金元直栄君） 町道は。

○町長（河合永充君） ええ。町道の廃止。そのままそのときには10年後には買収するという話もありました。それがちょうど10年目を迎え、実質11年目やったかな、10年目を迎えて、今回、その話をさせていただきました。

土地の評価、うちは評価どおりにそういうそんたくとか、そういった誤解を招くようなことは一切してません。ただ、当時、バブルの時代に買ったときの値段が高かったんやね。高かった。今の評価に合わせますと、もちろん、あそこはもう、そこでしか使えないような、もうその施設でしか使えないような土地になっております。評価したところ、今、その値段で今回は売却をしていきました。

例えば、町がバブルのときに3億円で買った地面をどこかに売却するときに、いや、町は3億円で買いましたから3億でないと売りませんよとか、逆にこれから用地買収をするときに、いや、うちは今の評価で交渉をするわけなんです、バブルのとき数億円で買ったから数億円でないと売りませんよとかという話にもなると思います。

やはり今回はしっかりとしたその評価で。またもう一つは、この10年間無償でというのは議会が議決、そういったこともありましたので、その辺もしっかりご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 3回を超えていますので。

○9番（金元直栄君） もう最後にさせていただきます。

○議長（齋藤則男君） それから、今の案件は、この補正予算とは全く関係のないことなんです。

○9番（金元直栄君） いやいや、そうです。でも、売った金額は間違いはないんですから。

いや、僕はきちっとやっぱり、そういう異論があったときにはきちっと説明すべきやと思うんです。

10年前の話しますが、その上の地面に行くのはその町道通らんと行けるのでしょ、たしか。ほかから入ってくるころはなかったように思うんですね。

○1番（上坂久則君） それはもう10年前で終わってると思う。

○9番（金元直栄君） いえいえ、だから、そこを入れるのを廃止したっていうのは、僕はあのとき反対しましたよ。おかしいと言って。

○1番（上坂久則君） 結果は議決。

○9番（金元直栄君） いや、議決等はいいいけど、そういう問題ではないですって。こういう異論のあったときには慎重にせなあかんということです。

今、やっぱり土地のいろんな売却の問題では、いろんな問題ありますって。だからこそ、こういうところできちっと襟を正して進めないと、単に評価がって、評価やったってほんなもん、今の籠池のかかわっている案件なんかは評価がむち



やくちやだったということでしょう。

だって、前の人が買うって言ったときは、たしか10億円ぐらい安かったんじゃないですか。

だから、いろんなことで評価も一定の……。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○9番(金元直栄君) いや、議事進行じゃないですよ。

一定の裁量が入ってくるから僕は言っている。だから、その問題のときにはそれは問題ではないかということを行いました。きちっと。

それと、道路からしか入れない状況をなくしたっていう、そういう判断そのものがおかしいのと、言っていきますけれども、これまで無償で貸してきた、それには前に、いわゆるそういう話があったんでないですか。そういうことについては何も答えてないでしょう。

だから、こういう案件についてはそこしか利用できないんだからといたら、そこがお金を出せないところを町が買ってあげたということにとられかねないですよ。だから大変だというんです。きちっとしてほしいって。

○議長(齋藤則男君) 河合町長。

○町長(河合永充君) そうでないだろうかという質問にはちょっと答弁はすることはできませんが、しっかりと評価で、これが評価を下回っていたり、何かそういったのがあった場合はそういった何かいろいろ公平性に問われることはあってもいいかもしれませんが、行政としましてはしっかりこういった、10年目が来て、そして買い取っていただく。

これ、例えば今回買い取らなかった場合、ずっとまた無償で貸すという期間が延長されていったというのも事実です。その地面はまた利用しようにもしくいというのもあります。

その当時の話はちょっと憶測では何とも答えることはできませんが、今回、今、質問が明らかに何か便宜を図っているのではないかとか、そういったふうにとられかねないので、今までの手順についてお話をさせていただきたいんです。

○9番(金元直栄君) 休憩してよ。休憩してほしいんやけど。

○議長(齋藤則男君) 暫時休憩します。

(午後 1時25分 休憩)

---

(午後 1時28分 再開)

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

総務課関係につきまして。

滝波議員。

○2番（滝波登喜男君） 今、この松岡石舟、旧吉野保育園跡、不調に終わったという事は、入札された方いらっしゃったんでしょうか。それで、価格の関係で不調に終わったというのか、全く応募者がなかったのか。

それと、設定価格って教えてもらえるんですかね。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（小林良一君） まず、昨年4月に広報のほうで町有地を売却しますということで周知をしました。そして、入札が5月18日に行われたわけですが、実際、応札に参加する人はいなかったということでございます。それが入札不調でございます。

それで、町のほうといたしましては、近くの方が応札してくれればという思いもちょっとあったんですけども、実際はなかったということと。今回につきましては、宅地面積、売却面積ですね、1,319.87平米をさせていただきまして、最低売却価格が2,369万円で行いました。

1平米単価に直しますと1万7,950円でございます。

以上です。

○町長（河合永充君） 1平米単価の評価とその関係。

○総務課長（小林良一君） これにつきましても、評価プラス時点修正がありまして、近くのところの時点修正が97%ですか、1万8,500円でしたけれども、26年の11月現実で。時点修正がありまして、1万7,950円で最低価格を設定しております。

以上です。

○町長（河合永充君） 問い合わせはあったのかな。

○総務課長（小林良一君） 問い合わせのほうは、そのときはありませんでした。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） じゃ、これ、この土地、今後どうするんですか。また。

○総務課長（小林良一君） 今回、不調となりましたけれども、町といたしましてはやっぱり売却したいという考えがございます。しかしながら、ことし国体があるということで、ことしはちょっと国体の駐車場として活用させていただけないか

など思っております、それ以後、また売却についても1筆で売るか、分割で売るかはちょっとまた検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

なければ次に、財政課関係、8ページの補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口 真君） それでは、財政課関係の説明をさせていただきます。

予算説明書の8ページをお願いいたします。

左側にあります基金積立金では17億8,000万円を計上しております。

内訳としまして、平成28年度剰余金確定に伴う8,000万円と基金再編に伴う特定目的基金への振り替え17億円でございます。

振り替えにつきましては、教育施設整備基金に10億円、すこやか子育て支援基金に2億円、まちづくり基金に5億円をそれぞれ財政調整基金から振り替えるものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

戻りまして、3ページをお願いいたします。

上から3番目の地方交付税では、普通交付税の算定額が確定したことから6,000万円を増額しております。

繰入金では、歳出で申し上げました基金積立金の財源として17億8,000万円、その他3月補正の財源として1億9,724万円、合わせまして19億7,724万円を増額しております。

町債では、臨時財政対策債の借入限度額が確定しましたことから2,000万円の減額、また工事等の減額に伴い、財源としていました合併特例債を3,800万円減額、合わせて5,800万円の減額でございます。

以上、財政課関係の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

金元君。

○9番（金元直栄君） 2点あります。

1つは、繰越明許の一覧表をいただきました。これまでこういうのはあんまり示されてなかったので、こういう示された方は非常にいいと思います。ただ、こ

ここで、これまでもいろいろあったことがあるんかしらんですけれども、この中でちょっと問題がある繰り越しやなというようなことが財政当局として見ている面があれば、やっぱりどこかで示してほしいし。

何でほんなこと言うかという、上水道の問題でちょっとああいう問題があったことがありますから、やっぱり業者の工事のおくれが一番最初のつまずきやということもあり得ると思うんですね。そんなのをどう見てるかっていうのは、やっぱりこういうようなときにはきちっと示していただくとありがたいと思うんです。

2つ目には、基金のいわゆる積みかえの話ですけれども、いわゆる財政調整基金が17億8,000万ですか。違う。残るのが十二、三億残るんですか。13億残るんですね。

いわゆる財政調整基金のその数字というのは、そこが最高額なのか、どの辺までまたこの調子でいくと積み上がることもあると思うんで、そのときにはまたこういうことを再度やっていくんだらうと思うんですが、そこは機敏にやっついていかないと、それを口実にしていつも言ってますけど、本当に地方交付税減らすぞ減らすぞって勝手に国が判断するところですから、そこは機敏に対応してほしいと思っていますから言うんですけれども、その辺どう考えているんでしょう。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） まず、繰越明許についてでございますけれども、基本的には3月末まで、平成29年度までの執行という形で物事が進んでおりますけれども、ここに書いてあるようなさまざまな理由によって、その3月末までに事業が終了しない場合は、こういった翌年度へ繰り越して、その予算を使うというようなそのルールにのっとった形でやっております。

こんなことを申し上げてはなんですけれども、以前は例えば出納整理期間中に何とかしようというような風潮もあった時代もありました。そういったことは現在は一切していないので、そういう意味ではこういった繰り越しという形で年度末までに終了しないものは繰り越すという手続をとってやるというような方針でいます。

それから、今お手元にお示しした繰越計算書というものは、今回は細かく理由がずっと書いてありますが、翌年度の6月補正で毎年出しているものですね。そこでその繰り越した事業の財源の説明という形で繰越計算書というものは6月補正で出させていただいておりますので、次の6月補正にも同じような表が出ると

思います。

それから、財調のお話ですけれども、議員仰せのとおり、この振り替えによって現在の財調が約13億というような状況になります。この13億というのが適切な金額かどうかということですが、これについてはいろんな考え方があろうかと思えます。よく説明でも使わせてもらいました、一般的な目安とといいますか、それは標準財政規模に対する財政調整基金の比率といったものがよく使われます。それについては約10%から20%というふうに一般的には言われております。

そういったところから見ますと、これまで振りかえをする前までは永平寺町は約48%の比率で抱えておりました。今回、振りかえをしたことによって、20.7%ということでございます。ですから、いわゆる標準的な額かなというふうに思っております。

ちなみに、県内、現在の様子を見ますと、その振りかえする前まではその比率が県内では町として4番目に高い状況でした。今回、こういったことをやった関係から、大体10番目ぐらいになったんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） もう繰越明許で特に知りたかったのは、いわゆる進捗率なんですね。ところが、進捗率を見ていくと、例えばこの予算がいつごろついたかというのも当然ありますけれども、工事の性格とか、当然、その繰越明許を前提としての交付予算なんかもありますから、それはそれでどこかでやっぱりゆっくり見れるようにする表が欲しいなっていうのと、あとは事業の困難さからなかなか進んでいないなっていうのもここで見れる面があると思うんですね。だから、そういうのを示してほしいということを言っていました。

しかし、6月には、今度は記載事業の内容のここまで含めた表が出てくるわけではないと思うんですが、そこはすごくわかりやすい表が出てきたと思っているので、それはありがたく思っています。

財調の問題ですけど、大体それで標準的なところに来たという話です。でも、本当にやっぱり以上なときはちょっとやっぱり早う見直そうということをきちっとどこかで声上げないと、議員から上げてもちろんと財布握っているのはそちらの話ですから、幾ら言っても遠ぼえにしかならんのではあかんと思うんですって。

ここは大事なことで、以前から言ってるように、あの競艇が華やかしきころの三国町ですね、昔の。ここでも35億円ぐらいの財調というのはもうひどいって、それはもう持ち過ぎやって言われていた時代があったはずですよ。僕は、向こうへ入って調べたことがありますけど。それにも匹敵するよってというのは、以前から言っているんですね。でも、そこにはあんまり耳を貸さない。国はそれを口実にするよって言ってきたのも、もう大分10年以上言ってきたと僕は思うんですね。そこもやっぱりそれなりにやっていかんと、自分たちのその範囲内、目の届くところだけっていうのはまずいんじゃないか。率直に耳を貸すように進めて、これは一步前進だと思うので。ただ、これが今財調がそれなりのパーセンテージあると、もう既に。そこに積み上げることがどうなのかということを見ると、次に積み上がっていくのはどこへ回すかということも早速考えておく必要があるっていうことは言っておきます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） まず、繰越明許費計算書につきましては、先ほど申し上げてたように、このような細かい表ではなくて、財源内訳として国県支出基金等々のその内訳が載った表が6月補正に出るということです。

それから、財調の件につきましては、これについては、今、慌ててこうしたわけではなくて、ご存じのとおり、去年の3月議会で基金の再編をしますということでお認めをいただきました。そのころから、これまで全く活用されてない、眠った基金も抱えているというようなことから、そういったものを統合して目的に合った使い方をしていこうという前提で基金の統合、条例改正をさせていただいた。今回、1年かけて幾らぐらい振り分けるのが適切かというようなことを町内で検討して、今回、こういう形になったということでございます。

議員ご指摘のとおり、目的もなく漫然と積み上げるというようなことは、今後もしたくはないというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 最後です。この基金の中には地域福祉基金というものもあります。そこを取り崩して支援したこともあったはずですよ。それだけ言っておきます。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） ちょっと教えてほしいんですが、農業比率ですけれども、一般財源で進捗率が0%、このような理由で工事はできてませんよって。でも、よく見ると負担金ですよって。これ、繰り越し上げなあかんのですか、こういう場合は。というのが1点と。

その理由が、河川管理者との協議、県の事業主体となっているがということですから、何か負担している側の理由ですよ。こういうようなのは繰り越し上げないといけないのかなというのが1点と。

もう1点は、7の商工費の観光案内所整備、この間、あれ、新聞報道で落成式やったんじゃない。あ、地鎮式か。失礼しました。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 最初のゼロ%になっております農林水産業費の負担金でございます。繰り越しのその理由書に書かれている工事の進捗云々という話は、この工事施工の主体は県であったり、それから連合会ですか、土地改良連合会が主体になっています。その主体が行う工事がこういった理由でおくれたということがまず書かれています。

永平寺町としては、その工事に対する永平寺町の負担金を工事が完成したときに払うということになっておりますので。ですから、もとの施工主体がおくれたので、我々が払うべき負担金も当然おけると。それは29年度に予算化したものであるから、それはその施工主体が繰り越して事業を行うのであれば、我々の負担金も繰り越して30年度に払いましょうということでございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 滝波君。

○2番（滝波登喜男君） わかりました。

いや、普通、負担金ですから、先負担してまうのかなって思って、そういう質問しました。逆に、いろいろ国とか県とかもらうのも完成してからもらうっていうシステムなんですかね。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） あくまで予算でもった金額でございますので、工事によっては縮小する場合がありますので、そういったもので精算をして、最終的には何%支払うというような形が多うございますので、最終的に払うということになります。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

なければ次、総合政策課関係、8ページから9ページの補足説明を求めます。  
総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） それでは、総合政策課関係についてご説明いたします。

8ページ右側の情報推進事業事務諸経費、補正額1,117万5,000円の減額につきましては、福井坂井地区広域市町村圏事務組合における電算共同利用費負担金におきまして、システム改修に係る経費の精算に伴い、負担金の減額が示されたことから、減額補正をするものでございます。主な減額のものとしまして、介護システム改修費用が700万の減額となっております。

9ページをお願いいたします。

左側の永平寺町住まいる定住応援事業、補正額478万4,000円につきましては、計画助成件数を越える追加申請がありまして、今後の申請見込みを含め、事業補助金の増額をお願いするものでございます。

9月補正後の平成30年1月末の時点での助成の実績としまして、38世帯、127名の方に助成額1,590万円の実績となっております。そのうち、転入者が127名のうち72名が転入世帯でございます。

その後、2月以降に新たに追加申請したいということで対象になる世帯が9世帯ございまして、さらにその後、窓口等に相談に来られた、今後申請が見込まれる世帯として5世帯を見込みまして、結果、予算残額を差し引いた478万4,000円を今回補正をお願いするものでございます。

以上、総合政策課の説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

8番、上田君。

○8番（上田 誠君） これの住まいる定住ですので、例えば今、上志比とか松岡とか永平寺町の分類があると思うんですが、わかれば大体ざくっとどんなものでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 38世帯の内訳としまして、松岡25世帯、永平寺地区3世帯、上志比地区10世帯でございます。



○8番（上田 誠君） その後の追加の分、9戸は。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 追加申請の分につきましては、松岡地区が8世帯、永平寺地区1世帯でございます。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

川崎君。

○11番（川崎直文君） 今の関連なんですけれども、定住応援事業、当初予算では18件、件数ですね。それから、9月の補正で追加も入れて40件という。そして、今回、3月補正で先ほどの数字を足し込みますと52件ですか、という数字ですね。

これ、件数だけを捉えると、当初計画の実に3倍近くの件数になっているんですね。これは、この29年度ゆえにこういう追加件数が出てくるのか、そこら辺どう見ておられるのか。

というのは、次年度の事業も一部規定を見直しかけるというんですけれども、予算ベースで700万の予算計上しているんですよ。ここら辺にもつながるのかなと思うんです。

最初の話に戻りまして、今年度は最終的に52件。平成28年度のデータ見えますと34件なんです。34、52件という、これすごい件数だけ今捉えていますけれども、かなりアップしていると。にもかかわらず、30年度は従来の金額ベースですけれども700万という、ここら辺をどう設計してるのかというところも知りたいです。

それからもう一つ、単価が上がっているのかな、単価が下がっているのかな、ここら辺もどういう検証をされてます？ 単価というのは1件あたりですね。当初予算でいきますと18件で700万ですから、大体40万ですか、1件平均。結果、52件で1,600万ということは30万ぐらいになっているのかなという。件数をどう見てるのか。これ、たしか3カ年の事業だったですよ。次年度、30年度からはまた一部規定を見直して3カ年という計画、そこら辺も含めて、今回の補正の数字をどう見ているのか。

そして、これはまた予算の審議のときになると思うんですけれども、次年度の予算は700万と。どういう根拠で設計したのかという話につながるといいますんで、まず12月補正の52件、これをどう見てるのかということと、1件あたりの単価ですか、どういう傾向にあるのかということ、お願いします。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 52件の捉え方でございますけれども、以前にもちよっとお話しさせていただいたと思いますけれども、この制度があって転入されるという方はなかなか残念ながら少ないというようなアンケートの結果出ておりますが、大体申請に来られるのは住宅メーカーの方が代表してこられるといったことで、その住宅メーカーの方にはもともと3年の時限付きの制度です。ただ、来年度以降も一応検討はしていますといったことで、やはり建てられる施主者の方にこういう制度が29年度で一応区切りになるというようなことをPRしていただいたというか、そういったこともあるのかなと思っています。

ただ、消費税云々とか何かそういったことでの駆け込みとかがあってあるんですかっていう話は、聞いたところは、そういった影響はないという話の中で、やはり松岡地区が多いのはやっぱり便利がいい場所だからというようなお話でした。

あと、単価、件数につきましては、当初予算におきましてはあくまでも実際に来年度何件出てくるとか、29年度で言いますと何件出てくるとかっていうのは、なかなか予想がつけにくいものでございまして、前年度からの見込みの中で、ある意味、枠予算として持っております。最終的に、その件数が出てくることによってその件数も、結局、夫婦お二人、親子等、子どもさんが3人だったり4人だったりということで、その申請内容によってそれぞればらばらというか多種多様でございますので、そういった形でどうしても単価については当初の予算を単純に割るっていう単価ではなくて、その申請に合わせて変わってきてしまうというのが現実でございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 川崎君。

○11番（川崎直文君） いずれにしても、この目的をしっかりと、町内町外、そこら辺をどう見るのかということ。そして、あくまでもやっぱり利用される人たち、町民の方がどういったニーズがあるのかというのを見て、しっかりと来年からまた3カ年の計画であるということですから、また内容も精査して取り組んでいただきたいなと思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） なければ次、住民生活課関係、9ページの補足説明を求めま

す。

住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） それでは、住民生活課所管の説明をさせていただきます。

9ページ、右側をお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計繰出金1万5,000円につきましては、後期高齢者医療特別会計におきまして、保険基盤安定制度軽減分の額の確定に伴いまして、その不足分をお願いするものでございます。1万5,000円の4分の3相当額が県負担、残り4分の1相当額が町負担となります。

なお、財源につきましては、県負担分として後期高齢者保険基盤安定制度負担金1万1,000円を計上しております。

以上、住民生活課所管の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよ、お願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） なければ次に、福祉保健課関係、10ページから12ページの補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、福祉保健課関係の補正予算の説明をいたします。

資料10ページ左側をお願いいたします。

障害者自立支援事業1,768万3,000円の増につきましては、介護保険給付費、それから訓練等給付費、補装具等支給事業の事業費の増加が見込まれるために計上いたします。また、自立支援医療費の国庫負担金を返還する必要があるために予算計上しております。

扶助費の計上として1,656万6,000円と、合わせて65万円ですね、補装具。それから、償還金としまして1万1,000円、46万1,000円、それからいただく分のマイナスの6,000円ということでございます。

財源としまして、国県の補助金を50%、それから25%の率に合わせて計上しております。

右側の地域生活支援事業76万7,000円の増額につきましては、任意事業

の日中一時支援事業の委託料が増加しておるために補正するものです。

財源としまして、国庫の補助金を50%、25%の率に合わせて計上しております。

11ページ左側、老人福祉事務諸経費でございます。20万3,000円の増額につきましては、低所得者居宅介護サービス事業者負担金につきましては不足が見込まれるため、計上するものです。

利用者さんの負担金の30%を補助するという事業でございます。

右側、介護保険会計繰出金でございますが、590万3,000円の増額です。介護給付費事務費につきましては不足が見込まれるために計上するものでございます。

12ページ左側をお願いします。在宅福祉事業197万1,000円の増額につきましては、配食サービス、それから外出支援サービス、すこやか介護用品——おむつですね——支給サービスにおいて利用者さんの増加が見込まれるために予算計上をしております。

それから右側、妊婦乳児健康診査事業につきましては、財源組替でございます。当初、国庫の16万2,000円の補助金を見込んでおりましたけれども、要件に合わないと、合致しないということで国庫補助を見送って一般財源に組み替えたものです。

以上、福祉保健課関係の補足説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 12ページです。在宅福祉事業、これは町特有の事業やと思っているんですが、主に。今回、配食サービス、外出支援サービス、すこやか介護用品支給事業ということで伸びています。どういう人たちが利用をされているのか。また、どういうところで伸びているのか。そういう感覚なんかも含めて、できたら内容それなりに示していただくとありがたいなと思うんです。きょうは口頭でいいですから、どこかで紙で出していただければありがたいんですが。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 配食サービスにつきましては、65歳以上の高齢者で、単身等で配食が必要な方ということで、民生委員さんの意見をいただいて適

応しております。現在、120名の方が登録されて利用しております。1週間で週3日提供するというようになっております。週1回で終わる方もいれば、3回利用する方もいるという対応です。

介護用品支給事業につきましては、おむつ、それから尿漏れぱっと等申請があった方に高齢者の方に支給しております。外出支援サービスにつきましては、医療機関、それから介護事業所に通う必要のある方、75歳以上の高齢者もしくは障がい者の方を対象としております。現在、500名の方が登録されておまして、月2回まで、主に利用されている方は毎月250名の方が5,000件の利用があります。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 町民非常に喜んでいらっしゃるんですね。合併当時は旧永平寺町や松岡は、いわゆる配食サービス、それも週1回程度、週1回もまともにやられてないところもありましたけど、それが上志比が2日やっているということで、そこに合わせ、なおかつ、その回数がふえてきたということで、非常に高齢者も喜んでいらっしゃる人たちの声聞いています。こういうことこそ、本当に大事なことでないかな。高齢者の栄養が不足していくと、逆に歩けなくなる、不健康になって歩けなくなる。そういう意味では、そういう一定の支援も必要だと思うんですね。外出支援サービスなんかも本当に喜ばれていると思うんですね。すこやか用品も。

こういうようなのは本当にもっと町としてこんなことやっていますからどうぞ気楽にご利用って、当然言っていると思うんですよ。さらに町民みんなが理解しながら、やっぱり利用促進していけるような方向をさらに探ってほしいなと思うところです。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

なければ次に、子育て支援課関係13ページの補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） それでは、子育て支援課関係の説明をいたします。

説明書の13ページ左側をお願いします。

保育園運営諸経費におきまして、賃金で212万4,000円の減、負担金、補助及び交付金で257万9,000円の増額をお願いするものでございます。

賃金の減でございますが、29年度、医療的ケア児2名の入園に伴いまして、

保育園内で医療行為を行う必要があるということで、看護師2名を位置しておりましたが、児童1名が入園後間もなく退園となったために、看護師の配置が必要なくなり退職したことにより、1名分の賃金、212万4,000円を減額するものでございます。

負担金、補助及び交付金でございますが、広域入所により、永平寺町の児童が福井市及び大野市の保育園に入園をしていましたので、福井市等の市に対する広域負担金の補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

中段の子育て支援課の欄でございますが、まず分担金及び負担金において114万2,000円の補正のお願いをします。この分担金負担金は、広域入所、今度は逆に永平寺町以外の他市町の児童が永平寺町内の幼稚園、保育園に広域入所をしていた4名おまして、その4名分の負担金をそれぞれの市町から委託の負担金として町が歳入をするものでございます。

次に、国庫支出金、子どものための教育・保育給付費市町村分国庫負担金60万3,000円。2段下の県支出金の教育・保育給付費30万1,000円ですが、最初でも説明しました永平寺町の子どもが他市町へ広域入所をしている児童が8人おまして、そのうち6人が私立の保育園または認定こども園に入園しておりましたので、その施設の運営に対する私立の補助金を国及び県で計上しております。

基本的に児童1人当たりにかかる公定価格から国が定める基準保育料を差し引いた金額を対象経費として国庫2分の1、県4分の1という算式になっております。

次に、国及び県の保育対策総合支援事業費補助金でございますが、これは先ほど示していました医療的ケア児の看護師の賃金分の国庫が2分の1、県費4分の1で当初は計上しておりましたが、その補助制度が国庫分については県を通ずる間接補助の制度であったために、今回、補正で国庫を全額減額して、県費補助金で4分の3の計上に組み替えるものでございます。

看護師1名が在籍することになりましたので県補助金が全体補助金として159万3,000円となることから、当初予算に対して53万1,000円の補正ということでお願いをします。

なお、この医療的ケア児保育支援モデル事業については、29年度から国が実

施した事業でございます、この事業、福井県では29年度は永平寺町のみが対象となった事業でございます。

なお、全国に目を向けますと全国でも23市町のみが対象になったということだけお知らせをしたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

上田君。

○8番（上田 誠君） 広域入所で、これ毎年ちょこちょこ変わると思うんですが、一応福井市と大野市ということで何名ずつ出てるんでしょうかね、大体。

○議長（齋藤則男君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 永平寺町の住民である子どもが大野市と福井市のほうに入所していたんですけれども、大野市の保育園に2人、福井市のほうに6人という内訳でございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

なければ次、農林課関係13ページから15ページの補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） それでは、農林課関係の補正予算のご説明をさせていただきます。

13ページお願いします。

農林課ですが、基本的に年度末に来まして額の確定ということで減額補正が主でございます。

まず、13ページ右側でございますが、米受給調整円滑化推進事業、補正額240万2,000円の減額でございます。これは、水田農業構造改革補助金、いわゆる町単の転作補助金でございます。これの確定によりまして減額をしております。

続きまして、14ページ左側お願いいたします。

担い手育成事業、補正額584万1,000円の減額でございます。

これは、まず多面的機能支払交付金、それから環境保全型農業直接支払対策事業補助金、これは基本的に国の予算調整が入りまして、その分減額されております。

それから、水田農業大規模化・園芸導入事業補助金400万円の減額でございますが、これについてはJAさんと御陵の1ファームに機械を導入したわけなんですけど、入札差金が発生しましたので、その分を減額しております。

それから、多面的機能支払交付金返還金でございますが、これは3地区農振除外がありまして、その分、対象金額を返還しているものでございます。

なお、歳入につきましては、それぞれ額の確定によって県からの金額がマイナスになっておりますので、その差額分を減額しております。

右側お願いいたします。

中山間地域等直接支払制度事業、補正額26万6,000円の増額でございます。これは内訳としまして、中山間地域直接支払交付金、これ主に1集落でございますが未執行ということで149万9,000円の減額、それから中山間地域等直接支払交付金返還金でございますが、これも1集落の27、28年度分の返還を国、県にお返ししますので上げてございます。

次に、15ページ左側をお願いいたします。

県単土地改良事業、これも財源組替でございますが、実際、県単で2地区を要望しておりましたが、1地区のみでございましたので、1地区となりますと500万に対して250万円の県の補助金がありますが、500万から250万になったことによりまして250万の財源が足りないということから、一般財源から組み替えをしております。

15ページ右側をお願いいたします。

中山間地域総合整備事業、補正額913万5,000円の減額でございます。これは県営中山間総合整備事業で、当初、1億3090万で申請しておりました。このうち、町負担分が15%ということで、1963万5,000円を予算化しておりました。ただ、国の確定額が7,000万円に落ちたために、これに対する町の負担分15%、1,050万円となりますので、その差額分を減額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、農林課所管の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

金元君。

○9番（金元直栄君） 13ページですね。ピクニックコーンの出荷数量の減なんか



があったんですが、何か特別な理由をお聞きしているのかということと、ピクニックコーンですが、30年度に向けて何か聞いていることはないのかということのちよっと、来年度の予算がどうなるのかということを含めて聞きたいですね。

2つ目は、15ページ右側ですが、いわゆる今1億3,000万だったのが7,000万の確定ということで、そういう意味ではひどい減になっているわけですが、そんなに大きい減が何で起こってくるのかということも含めて、ちょっと理由が、外された理由というんですかね、あれば聞かせていただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） まず13ページの町単転作補助金でございますが、内容を見ますと周年作付補助金、いわゆる二毛作の補助金ですね。これは本町の場合、基本的に麦後そばというのが多いんですが、そばが非常にことしは不作だったということもあったと思うんですが、当初100ヘクタールを見ておりましたが、これが83.4ヘクタールというふうに減になっておりますし、それから出荷数量補助金、これは主にタマネギの減でございますが、当初は320トンほど予定しておりましたが、実際は254トンと、面積にしますと9.4ヘクタールから8.5ヘクタールに減ったと、こういったことが要因になっているかと思えます。

それから、中山間総合整備事業の1億3,090万から7,000万に落ちたという件でございますが、これは国の予算配分でございますが、5年間で12億8,500万円の割り振りありますが、初年度ということもございまして、実際は7,000万しか割り当てがなかったということでございます。

したがいまして、あとの4年間で残りの12億余しを使うことになりますので非常にタイトにはなるのかなと思えますが、これはあくまでも国の予算の決定事項でございますが、ちよっとうちのほうとしては把握しかねます。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 13ページの二毛作についてというんですか、米需給調整円滑化推進事業の中の問題ですが、去年はタマネギなんかの減があったということで、最近、天候によるいろんな取れ高の問題が生まれていると思うんですが、例えばピクニックコーンですと、来年、種子の確保が1割ぐらいしかできないということで、この予算どうなるんだろうと思う点があるわけですね。ほかの品種を見つけているというんですが、町としても、今度は来年度で営農指導員の支援なんかもありますけれども、いわゆる町独自の町で種子が再生産できる、これはF

1 雑種ですから外国から種子が入ってくるんやね。向こうで不作やということも口実にもう売らんと言ったら、市況における種子の値段はぼんと上がるんやの。そういう戦略をとっているところもあるんですわ。種子戦略というのは。

だから、日本で種子法というのが廃止になりました。いわゆる国、県が種子をどう確保して、国民の食料をどう確保するかというのを放棄する一つの根拠をなくしたって言われているんですけども、ただ、よく言われているのは、その地域でやっぱり再生産できる種子をどう確保するかということにも一歩踏み出すことを考えないと大変な状況も生まれると思うんですね。単一品種で栽培すると、例えばそばでも奥手、早生という栽培の仕方すると、どっちかが被害を受ける。米なんかはそうですけれども、どっちかが被害を受けてもどっちかが助かる。それが日本人の知恵なんですね。そういうのが今種子戦略の中では見えない。そこをどうしていくのかも次にはぜひ考えてほしいなと、これはまた予算のところでちょっと質問することになるかしらんですけれども、その辺をお願いしたいなと思っていますところなんです。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） トウモロコシ25%しか種が、何か6万粒ぐらいしか来年の種が確保できなくて。

○9番（金元直栄君） 少し伸びた。

○町長（河合永充君） 一応あれではなくて、ほんでも少ないんです。四、六、二十四万粒ないとちょっと来年ができないということで。来年につきましては、せっかく今トウモロコシを植える、そういったノウハウができてますので、もう一つの甘い品種、ドルチェという品種があるらしいんですけど、それを1年間はそこは今までどおり出荷奨励金として町は見ますというふうにしています。

ただし、その1年でそのドルチェがひよっとしたらいい商品かもしれません。今後、この種がまた入ってこないかもしれないということで、ピクニックコーンという名前はもうつけられませんけど、違ったブランドで発信できるのであれば、またそういった戦略の中でまたお話をさせてもらいますが、ことし1年はやっぱり緊急対策ということで、また一緒なだけ支援をさせていただこうと思います。

それと、種につきましては、4年前から六次化という事業があります。済みません、ちょっと今事業名が。実はそれで上志比のニンニク研究会の皆さんが種をつくろうということで、その事業にのって3年か4年ぐらいずっとニンニクを青森の住友化学から買って育てていただきました。ことしちょっと出荷、ことしか

去年ぐらいからちょっともう出荷がその種を出せるようになってきたというふう  
に聞いてます。

ぜひ、このピクニックコーンもその種のそれも六次化のそういった事業に乗っ  
ていただいてやっていただけたらなと思います。ただ、種をつくるというのは、  
ことしからつくって来年じゃなしに、ずっと畑を広げていって、またF1が、F  
1、F2、F3をいかに菌を入らなくするかとか、虫が入らなくするか、その線  
が結構シビアなところもあるのも聞いていますので、またそういった支援を引き  
続きしていきたいと思いますので、ぜひ利用していただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 僕が言いたいのは、この永平寺町ってすごくいい条件あると  
思うんですね。それ何かといたら、県大の生物資源学科は向こうですけども、  
それ研究する人もやっぱりいるし、新しい麦の品種つくる先生もいるわけですよ。  
そこらといろいろ協力して、例えば所要の関係でどうなんかわからんですけど、  
ニンニクの種子の再生産なんかもウイルス利用の株をどうやってつくるかという  
ことが鍵やと思うんですが、そんなことを含めて、僕、県大のそういうところに  
やっぱり地域の農業をどう進行させるかということで相談していく、相談に乗っ  
てもらえるものなら研究してもらえるということも含めて考えていって、地域に  
合った。まずは県大2号って麦なっているのもそうでしょう。地域に合った。

○町長（河合永充君） 3号。

○9番（金元直栄君） ごめんなさい。もう一つ多かったですね。3号。再検査の必  
要があるのかなと、町長と同時に思っていましたけど。それは別として。

そういうこともありますので、そういうすごくいいもの、地域に合ったもの。  
小麦なんていうのはこういう湿潤なところでは育たないというのが一般的です。  
それをできるようにした先生もいらっしゃる。だから、そういう専門家の知恵も  
かりて、ここでやっぱり種子の再生産ができるいろんな作物の研究をぜひしてほ  
しいと。そういう申し入れも町の方針として持ってほしいと思っているんですが、  
いかがでしょう。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 実は県大だけではないんですけど、例えば農業試験場とかに  
もニンニクできないかとか、いろいろ話は投げかけてます。ただ、そういった機  
械になりますとどれぐらいの生産量が見込めるんやとか、何か福井県での割合は  
どうなんだとか、何かそういったところから始まるんですけど、何とかつなげて、

また農家の皆さんと、また役場と、またそういった機関とつながるように頑張っていきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） なければ、ここで暫時休憩をいたします。

（午後 2時21分 休憩）

---

（午後 2時30分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、商工観光課関係、16ページの補足説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（清水和仁君） それでは、商工観光課関係につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書16ページお願いいたします。

左側、観光まちなみ魅力アップ事業3,500万円の減額につきましては、まず委託料600万円の減額につきましては、工事による通行規制に関し、車両通行を誘導し、支障を回避するため、警備員を配置しておりますが、門前観光協会との協議により、12月から2月までが配置は不要ということになりましたので、その間の費用300万円を減額させていただきました。

また、門前まちなみ整備に係る詳細設計業務について、設計内容の精査により設計費を抑えることができましたので、これも300万円減額とするものでございます。

また、工事請負費2,900万円の減額につきましては、現場及び設計内容の精査、工事内容の見直しなどを行ったため、工事費を抑えることができたので2,900万円を減額するものでございます。

右側の地域おこし協力隊事業121万5,000円の減額につきましては、隊員が9月末にて退職し、以降6カ月分の賃金・賞与分について減額とさせていただきます。

以上でございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) なければ次、建設課関係、17ページから18ページの補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(多田和憲君) それでは、建設課所管の案件につきまして補足説明いたします。

17ページ左側、除雪事業でございますけれども、今年度のたび重なる大雪の影響を受けまして除雪委託料を大幅に増額するものでございます。金額といたしましては、1月末時点での実績が9,515万9,000円、それと2月から3月の経費を見込みで1億5,595万円と見込みまして、精算額を2億5,110万9,000円といたしております。当初予算1,836万との差額、2億3,274万9,000円を計上するものでございます。

また、表の一番下、特定財源のところにも変更がございまして、昨年度国に要望しておりました交付金1,066万6,000円に対しまして、実際の交付金の配分が597万円となりましたので差額の469万6,000円、こちらを国庫補助金から減額するものでございます。

続きまして、右側の社会資本整備総合交付金事業でございます。こちらは財源の組替のみとなっております。こちらも舗装補修工事事業で要求しておりました849万7,000円に対しまして、決定額が92万1,000円となったことによりまして、757万6,000円を国庫補助金から減額するものでございます。

おめくりいただきまして、18ページ左側、松岡公園維持管理諸経費でございます。こちらも財源組替となっております。交付金の要望額1,600万に対しまして、交付決定が1,500万となりましたことにより、100万円の交付金を減額するものでございます。

右側の住宅管理事務諸経費でございますが、こちらも財源に関する補正でございます。住宅使用料を減額するものでございます。当初は平成26年、27年の実績から算出いたしまして、3,960万円というふうに見ておりましたけれども、30年1月末現在の歳入見込みが3,437万8,000円となりましたことから、差額の520万円を減額するものでございます。

歳入につきましては、4ページをごらんいただきたいのですが。

4ページの上から5行目までが建設課所管となっております。

節の欄で申しますと、住宅使用量、道路橋梁費補助金、公園費補助金は先ほど歳出のところでご説明いたしました財源組み替えの分となっておりますが、住宅費補助金107万1,000円につきましては、こちら歳出は21ページにございます公民館の改修工事、こちらの請負差金と聞いておりますけれども、これに対します社会資本整備総合交付金、これの分が107万1,000円減になっておるところでございます。

以上、建設課所管分のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） この住宅の管理のところでは520万というのは結構大きいあれなんです、例えば何か理由があって使えない場所があったとか、そういうような何か名目があったんでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） こちらは、特段の理由ございません。空室がふえておるということでございます。大体平成27年あたりから空室ふえてきておりまして、退去の理由といたしましては新しく新築をされて出ていかれましたり、独居している老人の方が施設に入ってしまったわたりというようなことで退去がふえてきております。

その対策といたしましては、広報紙に募集を載せるなどはいたしております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） よく公共のいろんな住宅、結構入りたいとならんけど、割と皆さん、広報だけであれっというのか、結構入りたいと人いるんじゃないかなと思うんですけど、そこらあたりは僕の感覚と現実的な違いがあるんかね。そういう気がするんですが、どんなんでしょう。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 広報が10月と3月に二度いたしておるんですけども、いずれも問い合わせはございませんでした。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 2つあります。

一つは、除雪のことですが、大きい補正ということで、あと、それを具体的にどういふぐあいに賄われるのかなというのも大体は聞いているんですが、しっかりと聞いておきたいと思います。それが一つと。

除雪のおくれの中の一つで、僕、いつも感じているのは、五松橋、あこを雪が降る前に凍結してしまうと水は出ないんですね。それは融雪やっているところではあちこちで見られるんですね、今回も見られたと思うんですね。だから、消雪工事をされていながら、センサーの関係で降雪センサーですととまってしまうことがある。しかし、積雪センサーというのがあるらしいですね。降ってなくても水は出続けるというやつ。そういうようなことも含めてきちっとしてもらうとか、町内も全部どこかで一元管理するとかいうことすると一気に降り積もると大変なこともあるので、そんなこともぜひ根本的な対策も考えていく一つの契機にしてほしいなと思うんで、どうなっているのか聞きたいのと。

あと、空き室の問題、町営住宅の。僕は、民間のところへ入っている人たちにしてみるとちょっと天国みたいなところやと思う面もあるんですね。町営住宅は。間取りもゆったりしていますし、料金もそれなりに安いと。収入に応じてということはありませんけれども。僕はやっぱりそこら辺はきちっとした宣伝の仕方を、広報だけでは町民しか見ませんから、それも町民の一部しか見ないということになるので、何かそういうところできちっと示せることを考えていけば、ある意味、こちらへ来る人たちもふえる可能性もある。大きな、僕は町の財産やと思っているんです。そこをぜひもっと考えてほしいなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 除雪のほうの精算ですけれども、今、日報が業者から出てきておりますので、それをもとに精算をしていきます。当然余る可能性もあるというふうに、今のところ概算ですので。ということです。

五松橋の消雪なんですけれども、あれはとりあえず一応県管理ということだけはまず申しておきます。ちょっとことしわかったんですけれども、センサーというより、ちょっと漏水が発見されまして。

○9番（金元直栄君）

○建設課長（多田和憲君） そうですね。ちょっとあの影響かなり大きいかなと思われまますので、それは県のほうにも通報しておりますので、また対策していただけるかなというふうに思います。

住宅の入居につきましては、おっしゃるように広報ですと町民の方しか見れないということございますので、ホームページなりといったことも含めて今後検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 町長。

○町長（河合永充君） 今の金元議員のご提案もおっしゃるとおりだと思います。せっかくあいてるのに永平寺町で住みたい若い人、そういった人たちに何か広報活動というか、広告を、民間のそういったのに載せたり、ちょっと検討していきたいと思います。いい点ありがとうございます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） 今、町長のその食いつき方ですけども、いや、若い人にとってみると子ども連れてくると町営住宅に入るとお金がもらえるかもしれないんですよ。移住してくると。子どもを連れて移住してくると。

○町長（河合永充君） それは建てる場合。

○9番（金元直栄君） ではないんですか。

○町長（河合永充君） 建てないとだめです。

○9番（金元直栄君） いや、僕はその辺はちょっと何か考えたほうがいいんでないかなと。

○町長（河合永充君） 莫大な金額になります。

○9番（金元直栄君） いやいやいや、それはむちゃむちゃお金出すとかでない、入ってきた人たち、子ども1人当たり幾らとかっていうのを出している面があるんで、そこらは提起するとかっていうこともあっていいと思うんです。

やっぱり子どもさん連れてきていただくと、それはありがたいと思う。それはそれでいいですわ。

今回、本当に除雪の関係ではもう本当に気がつくところがたくさんあったと思うんです。それをまとめてほしいというのは前言ってありますし、まとまったのをやっぱり見せていただきたいと思うんですが。

五松橋は、別に今回の漏水だけでなしに、しょっちゅうあこはとまるんです。凍りついたとき、雪が降ってなくて冷えたときにとまってしまうと、もう雪降っても出ない。そのことを考えるすと、降雪センサーではなしに、積雪センサーというのがある。ちょっと高いらしいんですけども、あるらしいんです。それで集中管理をすることもあっていいんじゃないかと。雪が降ってなくてもちゃんと



出てるように、解けるまで。そんなこともやっぱり効率的にやるためには考えることも含めて、今度の教訓としてやっていってもらえたらなって思います。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 2つあります。

1点は、除雪ですけれども、これ、国の交付金下がっているんですが、この雪で後から来るっていうようなことはあるんでしょうか。

それともう1点、さっきの町営住宅の話ですけれども、以前から出ていた入りやすいような条件緩和をぜひやってほしいと。例えば保証人の問題とか、所得はなかなか直らないかもわかりませんが、その見直しとかということではぜひ空きのないようにしていただきたいなと思います。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 除雪費に対します国費の追加ですけれども、これはあるのではないかなと。今まだ確実に示されているわけではありませんけれども、あるというふうに私どもも思っております。

それと、町営住宅の入居ですけれども、所得はやはりあれは法のほうで決まっておりますので、ちょっと独自に変えるというわけにはまいりません。

保証人の件につきましては、いろいろほかからもご指摘いただきましていろいろ調べたところ、一応今のところ、県内で保証人制度を撤廃しているところはないということで、周りの状況を見ながら検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

なければ次に、上下水道課関係、19ページの補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） それでは、上下水道課関係についてご説明をさせていただきます。

19ページをお願いします。

左側、農業集落排水事業会計繰出金14万5,000円につきましては、農業集落排水事業特別会計の3月補正に対応する財源として一般会計からの繰出金を計上するものでございます。

右側をお願いします。下水道事業会計繰出金333万4,000円につきまし

ては、下水道事業特別会計の3月補正に対応する財源として一般会計からの繰出金を計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） なければ次に、会計課関係、20ページの補足説明を求めます。

会計課長。

○会計課長（酒井宏明君） それでは、会計課関係の補正予算のご説明をさせていただきます。

3月補正予算説明書資料の4ページのほうをごらんいただきますようお願いいたします。

歳入のほうからご説明させていただきます。

款、財産収入、項、財産運用収入、利子及び配当金でございますけれども、財政調整基金利子のほうでございますけれども、金利の低下から国債の価格が上昇いたしましたので、額面3億円分の国債のほうを売却いたしました。その売却差益344万8,000円と、昨年ですけれども4月のほうに基金の条例改正がありましたので、地域福祉基金はこの福祉基金を統合によりまして1万2,000円の増、逆に福祉基金のほうは減と。

同じように、まちづくり基金につきましては、ふるさと水と土保全基金を統合によりまして4万円の増、4万円の減と。また、教育施設整備基金はふるさと創生基金を統合によりまして3万4,000円の増、ふるさと創生基金のほうは3万4,000円の減といたしました。

次に、同じく20ページのほうをお開きください。

左のほうになります。基金積立金のほうをごらんいただきますようお願いいたします。

歳入のほうの分に伴いまして、積立金346万円を補正いたしました。各基金の利子そのまま積立金として積み立てられますと、そういう内容でございます。

なお、歳出のほうですけれども、こちらのほうが1万2,000円のほう多いということになっておりますけれども、これにつきましては福祉基金のほうが一般会計での処理と条例のほうでなっておりますので、その福祉基金のほうが地

域福祉基金のほうに統合されたため、その分が増額となって346万とその分を積み上げさせていただくようになりました。

一般会計での基金の運用率は0.304%のほうにこの結果でなりました。

以上で、会計課関係の補正予算のご説明を終了させていただきます。

ご審議のほう、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） なければ次、学校教育課関係20ページの補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） それでは、学校教育課関係の補正予算をご説明いたします。

20ページの右側の表をごらんいただけますでしょうか。

学校給食管理運営諸経費でございます。

給食調理員の移動等によりまして、非常勤職員の非常勤の給食調理員を補充したため、不足する見込額61万3,000円の補正をお願いするものでございます。

以上を学校教育関係の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） なければ次、生涯学習課関係、21ページの補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） 生涯学習課です。お願いします。

予算説明書の21ページをお願いします。

まず、21ページの左側、公民館費、公民館施設管理諸経費、補正額としまして900万円の減額です。これは松岡公民館耐震補強改修工事の入札差金による分を減額補正とさせていただきました。工事請負費の減額補正です。

また、右の欄をお願いします。保健体育総務諸経費の中で、今回、42万7,

000円の増額をお願いするものです。内容としましては、ことし1月に開催されましたミニバスケットボール大会、福井県予選会におきまして、松岡ミニバスケットボールクラブが優勝を果たしました。これは去年に続き2連破ということです。これに伴い、今月、28日から30日に開催されます全国ミニバスケットボール大会に出場することになったことから、出場する選手15名及び監督・コーチが負担する監督・コーチ2名分ですけれども、負担する交通費及び宿泊費の2分の1相当額を助成するために今回補正をお願いするものであります。金額はスポーツ少年団全国大会出場補助金としまして42万7,000円でございます。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

上坂君。

○1番（上坂久則君） 21ページのスポーツ少年団、こんな半分なんてけちなこと言わんと、子どもぐらい全部見てやりいいんじゃないかという、コーチ・監督もね。だって、ふだんからやっぱり試合たんびにかなり経費かかっているんですから。しかも全国大会へ行くなんていうのは大変でしょう。親の負担かって相当ふえてるわけですから。やっぱり健全なる子どもの育成のためにはこんなとこでける必要はないと。その辺どうですかね、教育長、考え方。

いや、全額見たいんなら見たいって言えばいいですよ。ただ、お金見るか見んかはまたこちらの判断ですから。考え方はどうかって聞くだけ。

○議長（齋藤則男君） 教育長。

○教育長（宮崎義幸君） 毎回ありがたいご提案をいただいているんですが、いろいろ要綱をつくりまして、この要綱にのっとってやっているということもありますし、また拡大しますといろいろほかの競技等もありまして。めでたいことではないんですけれども、やはり保護者の負担も必要かなということで、半額が妥当かなということで今進めているところです。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

○1番（上坂久則君） 町長、その辺どうなんですか。今の考え方。全額見るというの。また、補助金上げるとか。

○議長（齋藤則男君） 上坂君。

○1番（上坂久則君） 町長、健全な子どもの育成のために、それは全額は無理でも、今の2分の1を3分の2ぐらいにするとか。ただし、これ、全国大会へ行ったと

か、何でもかんでもすりゃいいというもんじゃないわけですから、それは北信越だったら2分の1、全国大会は全額という基準にすれば、誰も文句出てこないでしょう。その辺の町長の考え方ひとつ聞きたいの。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これは半分になっています。永平寺町のチームに入っていない方が個人とか、よそのチームで永平寺町の方には1万円、そういった形で奨励金、激励金をお渡ししています。そういった兼ね合い。じゃ、全国大会行くけど、永平寺町の人がよその福井市か、坂井市のチームに入っていて全国大会行く。それもめでたいことで、じゃ、その方にも全額行くのか。いろいろな考え方があります。中学生に対しましても、スポーツ部と文化部があります。スポーツ部は、実は県のスポーツ協議会、中体連から、また今度町の2分の1以外にも補助金が出ます。文化部はそれがないので、じゃ、文化部に対しましては楽器の輸送費、これはじゃ町が持ちましようというふうに、いろいろなケース、また公平になるような形でこういうふうに設定させていただいています。

本当は理想はこれを全額というのが私も思いますが、これトータル1,000万近い年間予算が使われておりまして、またこれ以外にも子どもたちのスポーツの支援であったり、いろいろな形でもしていますので、今回はまた、その要綱を見直すとか、そういったのはあり得ますが、いきなり倍にするというのは今ちょっとなかなか考えにくいところがあります。ご理解ください。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、これで議案第1号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 2時55分 休憩）

---

（午後 2時56分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、第3審議に付することに決定いたしました。

お諮りします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

討論があります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私は、もう補正予算の内容等については妥当な面もあると思うんですが、ただ、金額が初めてあらわれてきた。私の認識では出てきた土地の売却の問題、これについては僕はちょっとやり方とか、今までの経過から言うと、それは不透明なところがあると。そういう意味では、例えば10年前に町道を廃止して、その地面だけどうしたか。僕はその当時の話は、裏の話はわかりませんが、表に出てきたのを見れば、やっぱりなかなか認められない内容だし、例えばそれ以後の話でも評価の点で、確かにイエローゾーンに入っているということはあるにしても、面積要件で2分の1になるというようなことについては、僕はやっぱり異常だなと思います。

そういう不透明なことをするよりか、私はきちっとこの見直しにあるように、福祉基金があるわけですから、そういうようなところから支援するということも含めて、きちっとした方向を示したほうがわかりやすいし、町民も納得しやすいと思うので、私はその点だけ、それ以外については僕は反対するものでもいろいろ積極的に提案もさせていただきましたけれども、あるので認めますけれども、ここだけは認められないと。

実際、言い分として、補正予算には直接関係ないではないかと言う人もいらっしゃるんですけども、そこに売ったという状況が見られたのは今回が初めてだということで、そういう態度だけではとっておきます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） この件につきましては、全員協議会でもう既に内容について審議も終えておりますし、今、この売却に絡んで不透明があると。その理由の一端として面積要件で広大地につき2分の1になるというところが不透明であるという話でございますが、これは別にこの場所だけでなく、広大地については減額するというようなことは接面道路に対して奥行きが非常に長大である場合は、国あるいは通常の不動産鑑定の方でも減額係数はかけられますので、これはあながちこの件だけの不透明なやり方だということは一つ当たらないというふうに思います。

それから、土地を売却するのではなくして、福祉基金等での対応ということですが、それでは先方が求めている、今その状況を福祉基金をもらうということで対応できることではないと思います。

合計しまして、もう一つは、町がこれを今売却せずにこのまま持っていれば、それ以上の収入の減、町については損失が膨らむと思いますので、本件は不透明であって反対するということは当たらないと思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかに討論ありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第1号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（齋藤則男君） 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第3 議案第2号 平成29年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第3、議案第2号、平成29年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

平成29年度3月補正予算説明書22ページから23ページの補足説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） それでは、後期高齢者医療特別会計補正予算につきましての説明をさせていただきます。

説明書23ページ、左側をお願いいたします。

後期高齢者医療広域連合納付金203万7,000円につきましては、被保険者数等の増により収入見込額の増が見込まれるため、及び保険基盤安定制度の額の確定に伴い、不足分をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては下段の各保険料収入及び保険基盤安定繰入金を充てることといたします。

右側のほうをお願いいたします。保険料還付金8万6,000円につきましては、過年度保険料の還付の必要が生じたため、不足分をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、全額広域連合からの保険料還付金を充てることといたします。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

ご審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、これで議案第2号、平成29年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 3時02分 休憩）

---

（午後 3時02分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。



これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

これより議案第2号、平成29年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算  
についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第4 議案第3号 平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算につ  
いて～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第4、議案第3号、平成29年度永平寺町介護保  
険特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

平成29年度3月補正予算説明書24ページから30ページの補足説明を求め  
ます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長(木村勇樹君) それでは、介護保険特別会計の補足説明をいたしま  
す。

資料25ページ右側をお願いいたします。

居宅介護サービス給付費ですが、サービスの利用量及び対象者が増加し、見込  
んでいたサービス費に不足が生じたため計上するものです。

居宅介護サービス費の負担金としまして100万円です。

以下、26ページ、27ページ、28ページ、29ページ左側まで利用料、対  
象者の増によるサービス費の増となっております。

29ページ右側の特定入所者介護サービス費ですが、411万円の減額となっ

ております。これは施設サービス、それからショートサービス利用の方の補足給付になっておりますが、若干ですが利用者の減ということがございましたので、減額といたしております。

戻りまして24ページ、歳入をお願いいたします。

今ほどの歳出に合わせまして保険料、それから国庫支出金、支払基金交付金、県支出金等、率に合わせた金額を補正しております。合わせて4,715万円でございます。会計としましては、合計で18億1,512万3,000円ということを歳入歳出合わせて計上しております。

以上、補足説明といたします。

よろしくをお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

金元君。

○9番（金元直栄君） 1点だけ。26ページ。右側の、いわゆる地域密着型介護保険サービス給付費が新しい施設ができたということでふえたという話ですが、ほぼそこだけですか。ふえたのにはまだほかの要因とかいうのはないんですか。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 地域密着型サービスですが、28年にオープンしまして順次新しく増加したということで、順次利用者の方がふえたということでございます。

密着型の増としましては、サービス事業所がふえた。町内の事業所がふえたという点と、法改正によりまして従来の広域型の施設が密着型に移行したという2点がございます。まるっきりこの増額が施設増に伴うものかということ、そうではございません。

あと、利用者の増に関しては、当然、採択系の居宅介護サービス費も伸びておりますし、ケアマネジメントもふえております。特段にふえているのは、やはり地域密着型であるということです。

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） こういう説明、説明書で見ると大体それによるという、主にはというのはわかるんですが、できたらそういうなのを少しわかりやすく説明の中に加えていただくとわかりやすいんですが。これではわからないのでお聞きしま

した。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありません。

上田君。

○8番（上田 誠君） 今ほどの私も聞こうと思っていたところなのですが、できたら今のその新しいとこと広域型が密着型になったよとか、ある程度のわけがあるわけでしょう。同じ3,000万のところの内訳と言うとおかしいですけど、そんなの大体今度はこうというのはわかるんですか。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 地域密着型施設につきまして、下のほうに種別を書いてございますが、対象となる事業所は町内の事業所だけでなく、従来から入っておられる町外の施設に入っておられる方もいらっしゃいますので、膨大な資料になってしまいますので、その点をご理解お願いします。

○議長（齋藤則男君） ほかにありません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、これで議案第3号、平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 3時08分 休憩）

---

（午後 3時09分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号、平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午後 3時10分 休憩）

---

（午後 3時10分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第5 議案第4号 平成29年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第5、議案第4号、平成29年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） それでは、下水道事業特別会計補正予算についてご説明をさせていただきます。

今回は人件費の補正のみとなっておりますので、議案書を使ってご説明させていただきます。

議案書の61ページをお願いいたします。

上段の一般管理費におきましては、人事異動に伴う人件費の補正として123万7,000円の減額を。下段の特定環境保全下水道維持管理費におきましては、人事異動に伴う人件費の補正としまして457万1,000円の計上をお願いするものです。会計全体としましては333万4,000円の補正となっております。

す。

なお、歳入につきましては全額一般会計からの繰入金でございます。

以上、下水道事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、これで議案第4号、平成29年度永平寺

町下水道事業特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 3時12分 休憩）

---

（午後 3時12分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号、平成29年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後 3時13分 休憩)

---

(午後 3時13分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第6 議案第5号 平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第6、議案第5号、平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(原 武史君) それでは、永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明をさせていただきます。

農業集落排水事業特別会計につきましても、今回は人件費の補正をお願いするものでございます。

議案書の70ページをお願いいたします。

一般管理費におきましては人事異動に伴う人件費の補正として総額14万5,000円を計上するものでございます。

なお、歳入につきましては全額一般会計からの繰入金でございます。

以上、農業集落排水事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長(齋藤則男君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) ないようですから、これで議案第5号、平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

(午後 3時15分 休憩)

---

(午後 3時15分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

これより議案第5号、平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後 3時16分 休憩)

---

(午後 3時17分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第7 議案第13号 永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第7、議案第13号、永平寺町一般職の職員の給

与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（小林良一君） それでは、議案第13号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の78ページをお願いいたします。

今回の条例改正の目的でございますが、昨年8月の人事院勧告を受け、国家公務員の給与改定法案が昨年12月8日の国会で成立されましたので、本町の一般職及び特別職の給与につきましても、その内容に準拠するものでございます。

条例改正につきましては4条建てとしており、第1条、第2条は一般職の給与に関する条例、第3条、第4条は特別職の給与に関する条例の改正となっております。

それでは、改正内容につきましてご説明を申し上げます。

条例改正の第1条でございますが、一般職の勤勉手当及び給料表を改正するものでございます。

まず、条例第19条第2項に規定されております勤勉手当支給率の改正でございます。

第2項第1号は一般職員の勤勉手当につきまして、平成29年12月期の支給率を従来の「100分の85」から100分の10を引き上げ、「100分の95」に改めるものでございます。

第2項第2号は再任用職員の勤勉手当につきまして、従来の「100分の40」を100分の5引き上げ、「100分の45」に改めるものでございます。

以上の改正につきましては、平成29年12月1日に遡及して摘要するものでございます。

次に、79ページから84ページの別表第2の給料表につきましては、改正後の給料表でございます。

引き上げ幅につきましては、平均改定率0.2%となっております。

以上の改正につきましては、平成29年4月1日に遡及して適用するものでございます。

続きまして、84ページお願いいたします。



条例改正の第2条でございます。平成30年度の勤勉手当支給率を改正するものでございます。

条例第19条第2項の勤勉手当でございますが、条例改正第1条で平成29年度12月期の支給率を「100分の95」、6月期の支給率を「100分の85」、年間支給率を「100分の180」といたしましたが、平成30年度は6月期と12月期の支給率を均等にするため、それぞれの支給率を「100分の90」に改めるものでございます。

再任用の支給率につきましても、同様に「100分の42.5」ずつの均等配分とします。

以上の条例改正第2条の規定につきましては、平成30年4月1日からの適用となります。

続きまして、85ページお願いします。

条例改正第3条でございます。特別職給与条例の改正を行い、特別職の期末手当について引き上げを行うものでございます。議員の期末手当に関する条例の改正でございますが、平成29年12月支給分の支給率につきましては従来の「100分の165」を100分の15引き上げ、「100分の180」に改めるものでございます。

続きまして、条例改正第4条でございます。

条例改正第3条により、平成29年度12月期の支給率を100分の15引き上げましたが、平成30年度からの支給につきましてはこの100分の15を6月期と12月期に100分の7.5ずつ振り分けるための改正を行うものでございます。

これによりまして、議員につきましては、6月期を「100分の157.5」に、12月期を「100分の172.5」に改めるものでございます。

以上、議案第13号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、これで議案第13号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終

わります。

暫時休憩します。

(午後 3時23分 休憩)

---

(午後 3時23分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

これより議案第13号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第8 議案第27号 松岡公民館耐震改修工事請負変更契約の締結について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第8、議案第27号、松岡公民館耐震改修工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） それでは、議案第27号の補足説明をさせていただきます。

議案書の172ページをお願いします。

松岡公民館耐震改修工事請負変更契約の締結について。

この件につきましては、去年、平成29年6月14日に議決いただきました松岡公民館耐震改修工事請負契約書の契約の内容の一部を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

変更契約内容は、工期完成、当初、「平成30年3月23日」とありますのを「平成30年5月31日」に変更するものです。

先ほどの補正予算の説明のときに繰越明細書を見ていただいたと思うんですけども、その中で松岡公民館の繰り越し、30年度への繰り越しという形でも進めさせていただきました。

なお、工事の進捗状況ですけれども、今現在、工事関係はおおむね70%から80%いっています。といいますのは、今、正面玄関の障がい者用のスロープ、またロビーの改修、また外壁の塗装工事を行っており、工期は5月31日までと延長しますが、おおむね4月いっぱい現場は終わるような形での今現場打ち合わせを行っております。

よろしくご審議いただきご決議賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、これで議案第27号、松岡公民館耐震改修工事請負変更契約の締結についての第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 3時27分 休憩）

---

（午後 3時27分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

これより議案第27号、松岡公民館耐震改修工事請負変更契約の締結についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午後 3時28分 休憩)

---

(午後 3時29分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開します。

これをもちまして、本日の日程は全て議了しました。本日は、これをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、あす15日は午前9時より本会議を開催しますので、ご参集のほどよろしく申し上げます。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 3時29分 散会)